

平成25年白老町議会定例会3月会議会議録（第1号）

平成25年 3月12日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 5時19分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 平成25年度町政執行方針説明
- 第 6 平成25年度教育行政執行方針説明
- 第 7 議案第 1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第11号）
- 第 8 議案第 2号 平成24年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第 3号 平成24年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 4号 平成24年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 5号 平成24年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 6号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第 7号 平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第 8号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第21号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第16 議案第22号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 第17 議案第23号 白老町課設置条例の制定について
- 第18 議案第24号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第19 議案第25号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定について
- 第20 議案第35号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第36号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第23 議案第37号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算
- 議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算
- 議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○会議に付した事件

- 議案第 1 号 平成 24 年度白老町一般会計補正予算（第 11 号）
- 議案第 2 号 平成 24 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 号 平成 24 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 号 平成 24 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 号 平成 24 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 平成 24 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 7 号 平成 24 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 号 平成 24 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第 22 号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 議案第 23 号 白老町課設置条例の制定について
- 議案第 24 号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 25 号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定について
- 議案第 35 号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算

議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算

議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算

議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算

議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○出席議員（14名）

1 番 氏 家 裕 治 君	2 番 吉 田 和 子 君
3 番 斎 藤 征 信 君	4 番 大 淵 紀 夫 君
5 番 松 田 謙 吾 君	6 番 坂 下 利 明 君
7 番 西 田 ・ 子 君	8 番 広 地 紀 彰 君
9 番 吉 谷 一 孝 君	11 番 山 田 和 子 君
12 番 本 間 広 朗 君	13 番 前 田 博 之 君
14 番 及 川 保 君	15 番 山 本 浩 平 君

○欠席議員（1名）

10 番 小 西 秀 延 君

○会議録署名議員

13 番 前 田 博 之 君	14 番 及 川 保 君
1 番 氏 家 裕 治 君	

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	白 崎 浩 司 君
教 育 長	古 俣 博 之 君

総務財政部長	岩城達己君
総務課長	本間勝治君
防災危機管理室長	畑田正明君
財政税務課長	安達義孝君
企画振興部長	大黒克己君
企画政策課長	高橋裕明君
アイヌ施策推進室長	蝦名勝徳君
産業経済課長	小関雄司君
生活福祉部長	須田健一君
町民課長	南光男君
生活環境課長	竹田敏雄君
健康福祉課長	西幹雄君
都市整備部長	高畠章君
建設課長	岩崎勉君
港湾室長	赤城雅也君
港湾室参事	飯田誠君
上下水道課長	田中春光君
会計課長・会計管理者	石井和彦君
教育部長	辻昌秀君
教育課長	五十嵐省蔵君
子ども課長	坂東雄志君
病院事務長	長澤敏博君
病院事務次長	野宮淳史君
消防長	前田登志和君
監査委員	岡英一君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
参事	熊倉博幸君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日3月12日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、13番、前田博之議員、14番、及川保議員、1番、氏家裕治議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から2月28日及び3月4日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、2月28日及び3月4日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、平成25年定例会3月会議の運営の件であります。

まず、2月27日・28日に議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、平成24年度各会計補正予算8件、平成25年度各会計予算12件、条例の制定・一部改正19件、合わせて議案39件であります。

また、議会関係としては、議員の派遣承認1件並びに意見書案等が予定されております。

その取り扱いの協議の結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第9号から第20号までの平成25年度各会計予算の12議案と議案第37号から39号までの新年度予算に関連する3議案の1件、また、監査に関する報告1号から2号までの2議案の1件、合わせて2件であります。

次に、代表及び一般質問は、3月4日・10時に通告を締め切っており、代表質問については、4会派4人から5項目の通告を受けており、一般質問については、議員6人から12項目の通告を受けております。

このことから、代表質問及び一般質問は、3月13日から3日間を予定し、13日に代表質問

を行い、14日及び15日に一般質問を行う予定としております。

次に、平成25年度各会計予算と関連議案の15議案は、議会運営基準の規定により、議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月19日・21日・22日の3日間、休会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、意見書案は、各会派から4件提出されておりますが、各会派の調整ができていないことから、この後、本日の本会議終了後に協議することとしております。

以上のことから、定例会3月会議の期間については、代表・一般質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月25日までの14日間としたところであります。

最後に、定例会3月会議は、新年度予算の審議等もあり開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がございました。

委員長報告に対し、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長からの諸般の報告をいたします。

定例会3月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね14日間としたいところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第104条第1項ただし書きの規定に基づき、定例会12月会議及び1月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成25年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに、竹浦・虎杖・萩野中学校で閉校式についてであります。ことし4月から白翔中学校

が開校されるに当たり2月2日、16日、23日に竹浦・虎杖・萩野中学校それぞれで閉校式が挙行されました。本町の豊かな自然と人間味あふれる地域の中で育った卒業生は3校合わせて約1万人にも及び北海道内外において活躍されております。このことは学校の双肩にかけた先人の願いを地域の方々を初め保護者の皆様方が、着実に継承された努力の証しであると考えております。このような輝かしい成果を築かれた3校がその歴史に幕を閉じることは、生徒や保護者、地域の皆様にとりまして誠に寂しい限りであり、万感胸に迫るものがあるのご推察いたしますが、これまで幾多の先輩たちが築いてこられた伝統と実績は4月に開校する白翔中学校へと引き継がれ、その役割を立派に果たされてくれるものと確信しております。町としても統合してよかったと誰もが思う、子供を主人公とした学校づくりを進めてまいります。これまで3校の発展と統合に向け、ご協力いただきました町議会を初め、保護者や地域の皆様、そして、統合準備委員会、学校関係各位に心から感謝申し上げます。

次に、アイヌミュージアムフェアイン広島についてであります。本事業は、アイヌ民族博物館の活動を通じてアイヌ文化に対する関心を広め、誘客につなげる目的から2月3日広島市において実施したものであります。道外では、横浜、大阪、仙台に次いで4回目となる移動博物館事業で、いずれも国や道の補助金を活用して実施されたところであります。開催に当たりましては、広島県在住の北海道出身者で組織する広島道産子会初め多くの機関の協力を得て、当日会場となる県民文化センターには定員を超える600人もの来場があり、ムックリ演奏体験や学芸員講話、アイヌ古式舞踊の公演などを通じ、アイヌ文化に触れる機会の少ない中国地方の方々にその一端を体感していただき、アイヌ文化に対する理解や白老町の知名度を高めることに大変効果的な取り組みであったと認識しております。

次に、白老町バイオマス燃料化事業についてであります。バイオマス燃料化施設は、稼働して4年が経過いたしますが、この間さまざま課題が発生し、議会においても多くのご指摘、ご提言をいただいております。私は、町長就任以来これらの課題解決に向けて検討を重ねてきましたが、いまだ安定稼働に至っていないのが実態であります。燃料化施設稼働後における事業の総括として報告書を取りまとめ、後日報告することといたしますが、その報告を前にバイオマス燃料化施設に対する所見を述べさせていただきます。

この事業の構想時に掲げた基本理念に基づき、国の目指す循環型社会の構築に向けた先進的な取り組みを行ったことは意義のあることと、これまでも議会や公の場でお話をしてきました。しかし、本事業の当初計画の事業効果については、町民の皆様にご約束したことがいまだ達成されず、財政負担の増大を招く結果となり、多大なご迷惑をおかけしていることに対しましては深くおわび申し上げます。計画を達成できていない原因や問題点、改善の取り組みなどを総括し、次のステップに進むために、先般、今後のバイオマス燃料化施設の運営方針案を示させていただきました。これまでの取り組みの反省の上に立ち、今後のバイオマス燃料化施設の運営をできる限り町民に負担をかけず、ごみ処理を含め施設の安定稼働に努めていくことがこれからの私の責務であると認識しております。今後は施設の改善等に全力を挙げて取り組んでまいります。町民の皆様にごこれまでの経過や今後の方針等について十分な説明を行

い、理解と協力を賜り、私の責任のもと再出発させていただきたいと考えております。

なお、本3月会議には、新年度各会計予算を含む議案39件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

◎平成25年度町政執行方針説明

○議長（山本浩平君） 日程第5、この際、町長から平成25年度の町政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長どうぞ。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成25年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、平成25年度の町政運営の方針について、私の所信を申し上げます。

私が平成23年11月に白老町長に就任し、町政運営を託されてから1年4カ月が経過したところであり、本年は任期の折り返しを迎える年であります。私は、「町民の笑顔が見えるまち」を基本に地域の活性化や人づくりに取り組み、多くの方々と情報交換や協議を重ねながら町政運営に傾注してまいりました。

この間、国へは民族共生の象徴となる空間の整備、白老港第3商港区の整備、胆振海岸保全施設整備事業など、北海道へは、石山西通跨線橋建設事業、白老川、敷生川の河道掘削、虎杖浜海岸保全調査などを要望し、各事業の推進を図ってまいりました。町では子ども版出前講座、ふれあい地域塾、職員地域訪問活動、SMI研修などの実施、白老滑空場線改良舗装事業、萩野中学校改修、合流式下水道改善、(仮称)白老町食育・防災センター実施設計など、これまでの懸案と将来に向けた事業に取り組んでまいりました。

24年度に顕在化した町財政の逼迫状況は、町民税など町税の減収、過去から積み上げた起債償還の負担、一般会計から他会計への繰り出し負担の増大などに起因しており、25年度以降についても歳入の減少が見込まれ、財政調整基金が底をつくなど、柔軟な財政対応ができなくなったことから、全力を挙げて歳入歳出のバランスの確保と後年度負担となる地方債の抑制に努めて、財政運営を持続してまいります。

このような中、私は財政危機と言われた19年以来2度目の事態に対して、山積する課題を町民並びに議員の皆様のご理解を得ながら、今後も見込まれる少子高齢化と人口減少などによる歳入減少に伴う財源不足に対応すべく、迅速果敢に対策を実行して財政健全化を果たしていかなければならないと強く決意しております。

一方、長引く国内経済の低迷から地域経済もまた疲弊が広がっております。このような状況から地域産業の活性化を図っていかなければなりません。そのために、本町が持つ多様な資源やブランド力、町民と行政が真に力を合わせた地域力を発揮していくことが必要であります。これまでの協働のまちづくりの真価として産業活性化に向けて6次産業の創出など、民間と互いに協力・支援を行い、地域活力の向上を果たしていきたいと考えております。

本年度はこれまで以上に職員一丸となって、町民の安心と産業の発展に努めるとともに、財

政健全化に向けた早急確実な対策と対応を行う地域活力の向上と政策課題の解決に向けた決断と実行の年としていきます。

次に、町政に臨む基本姿勢についてであります。

本年度は、町財政の危機的な状況から財政改革を断行し、財政健全化に向けて強力に取り組みますが、同時に活力ある産業のまちづくりと安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めることで、総合計画の将来像である「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」の実現に向かわなければなりません。それには、町民に信頼される役場職員に変わることが必要です。地域と密接にかかわる職員活動を強化して町民との信頼関係をより向上させていきます。また、将来の白老町を担う人づくりに取り組み、夢や希望をかなえられる環境づくりを進めることが重要であると考えております。そして、将来にわたって安心して暮らすことができるように、少子高齢化と人口減少が顕在化してきた地域の活性化に努めてまいります。私はこの1年を将来につなげる道筋をつける重要な年と位置づけ、決断と実行を進めるための強いリーダーシップと協働、協治による確かなパートナーシップを町政に臨む基本姿勢とし、次の3つの方針でまちづくりを進めてまいります。

1つ目は、「安定した財政と活力ある産業のまちづくり」であります。持続可能なまちづくりを進めるには、安定した財政力を維持していくことが必要です。町の歳入の基本は町税ですが、少子高齢化と人口減少によって毎年税収の減少が見込まれます。税収を維持していくには産業や雇用の創出による経済基盤の確立と定住人口の減少を最小限に抑えながら、さらに定住人口を代がえする交流人口をふやしていくことが必要であります。このことは、まさに地場産業の活性化にも寄与することになります。また、産業の活力を高めるために、これまで以上に行政と企業などが密接に連携・協力して、行政は行政の持っている信用力を十分に生かした積極的な行政営業を戦略的に展開してまいります。これまで増大を続けてきた歳出を削減することは、事務事業の経費節減だけでは賄えない状況となっており、事務事業や行政サービスの廃止といった決断も必要となります。しかし、ただ単に廃止するのではなく、代がえ手段で補完していかなければならないと考えております。このように、削減対策や代がえ手段を明確に盛り込み、それを実行し、進行管理する（仮称）新行財政改革計画の早期策定を進めます。そのことによって、行財政改革を断行し、財政基盤強化と将来を見据えた財政再建の工程を確立してまいります。

2つ目は、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」であります。もしもに備える防災・減災の取り組みや町内会などのコミュニティーのあり方を再構築する検討を進め、要援護者の支援や独居高齢者の見守り・生活支援など、公共サービスを補完するセーフティーネットの確立を促進し、自助・共助・公助の体制を高めた安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めてまいります。また、地域の環境に影響を及ぼす廃屋やごみ処理などの生活環境の改善も進めてまいります。さらに中長期の視点では超高齢化人口減少社会が予測されることから、それらに向けてコミュニティー対策や地域振興策についても検討してまいります。特に高齢者や障がい者などが住みなれた地域で健康で文化的な生活を安心して送ることができるよう、理解と認識

を深めるとともに、地域ぐるみで支え合う環境や体制の充実を目指してまいります。

3つ目は、「信頼される役場と可能性を広げる人づくり」であります。役場の組織機構を再編して、地域志向に徹し行動する職員を目指す役場組織風土の改革を図るとともに、町民との信頼関係を確立して町民が主体となるまちづくりに効果的なまちづくり支援体制を構築してまいります。さらに将来を担う子供たちと若者が生まれ育ったまちへの感謝や誇りを持てるよう、子供たちに将来の目標や夢を与える取り組みを進めるとともに、子育て世代への支援に力を注いでまいります。まちづくりは人づくりと言われますが、人材の育成には意識、意欲、行動、能力の向上が求められ、さらにもとに学び伝える教師や経験豊かな先輩の役割が重要です。それらの方々にもこれからの自己の生き方を考えたり、優れた実践者に学ぶなど指導者の学びの場づくりに取り組み、まちの可能性を広げるために学校、町内会、団体、企業などのあらゆる人たちが情報を共有し、自由に参加交流できる環境づくりを進めてまいります。

次に、主要施策の展開について申し上げます。この1年は白老町の将来につなげる道筋をつける重要な年と位置づけております。私の25年度の主要施策については、総合計画に示された各施策に基づいて次の5つの分野により取り組んでまいります。

主要施策の1点目は、「生活・環境」であります。

人と環境に優しい安全で快適に暮らせるまちを目指すため、防災対策につきましては減災の視点から常日ごろより災害に対する意識を高めるとともに、町内会や企業と協力して防災訓練を実施いたします。また、引き続き防災対策推進事業、地域防災計画の改定や災害時要支援者避難支援体制の整備を進めてまいります。さらに、役場組織体制の強化として総合危機管理アドバイザーの資格を有する防災専門員を配置し、防災研修や災害時対応体制を整備してまいります。

治水対策につきましては、町民の生命や財産を守るため、洪水浸水対策事業、クッタリウス川災害対策事業、バーデン団地排水路改修事業、バンノ沢砂防事業要望などを行ってまいります。

消防につきましては、消防体制の充実を図るため、老朽化した活動装備品の更新や消火活動の迅速化を図るため、消防団の訓練強化を実施してまいります。また、火災予防対策では、危険物貯蔵地下タンク改修の促進や立入検査の強化を図ってまいります。

環境保全につきましては、豊かな自然環境と快適な生活環境の保全を図るため、環境基本計画の改定、バイオマス燃料化施設の安定稼働やごみ処理体制の再構築を進めてまいります。

環境美化につきましては、著しく危険または衛生上問題のある建物や看板など安全と景観を阻害する要因の改善に向け、空き家等の適正管理の推進と不法投棄の防止に努めてまいります。

住環境につきましては、安全・安心に住み続けることができるよう、美園団地外壁改修や美園団地内街路灯改修事業などを実施してまいります。

上水道につきましては、水道給水の充実を図るため、老朽化を改善する白老浄水場急速ろ過設備更新事業を実施してまいります。

社会基盤の整備につきましては、適切な維持管理を行うため、橋梁長寿命化計画の策定や白

老終末下水処理場の改築実施計画を進めてまいります。また、町道の整備では、ポロト・社台線改良舗装事業、竹浦2番通り改良舗装事業、社台13号通り改良舗装事業などを行い、安全で快適な道路環境づくりを進めてまいります。

さらに、国の直轄事業といたしましては、白老地区人工リーフの第5基目の着手を目指すとともに、引き続き国道36号の拡幅要望を行ってまいります。また、北海道に対しましては、虎杖浜地区の海岸保全事業について早期着工を要望するとともに、引き続き（仮称）苫小牧登別通りの道道昇格要望を行ってまいります。

主要施策の2点目は、「健康・福祉」であります。

支え合いみんなが健やかに安心して暮らせるまちづくりを目指すため、健康づくりにつきましては、自分の健康状態に意識や関心を持ってもらうため、健康増進計画の改正、特定健診受診率の向上や保健・医療・福祉施策推進方針の改定を進めてまいります。また、国民健康保険事業特別会計運営の状況を鑑みて、保険税率改正の検討を進め安定化を図ってまいります。

地域医療につきましては、町民の健康を支え、地域で安心して暮らせるよう、病院会計の健全化、介護老健施設の安定運営や町内外の医療機関との連携を図るとともに、懸案事項であります町立病院の方向性の決定を進めてまいります。

地域福祉につきましては、地域福祉体制や福祉施設の充実を図るとともに、町内循環バス元気号の見直しを進めてまいります。

子育て支援につきましては、大人と子供の協働型の方針として、（仮称）子ども憲章を策定するとともに、私の公約である（仮称）子ども夢・実現プロジェクトを実施してまいります。また、子供・子育て関連三法を踏まえながら保育体制を検討していくとともに、障がい児に対し放課後デイサービスを開始し、療育の一層の充実を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、地域の中で自立し、生きがいを持ちながら生活できるよう、自立支援協議会の活性化や障がい者総合支援法の施行に伴う支援体制の充実などを図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、地域全体で高齢者を支えるよう対策を推進し、見守り体制の充実としてSOSネットワークや成年後見制度の体制づくりを進めてまいります。

主要施策の3点目は、「教育・生涯学習」であります。

生きる力を育み、生きがいを実感できるまちを目指して、幼児教育につきましては、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、引き続き私立幼稚園への教育振興の支援を進めてまいります。学校教育につきましては、統合され、新たに白翔中学校が開校することから、生徒の健全育成を期待するところであります。さらに、子供の教育環境の充実を図るため、小学校の適正配置計画について協議を進めてまいります。また、新たに（仮称）しらおい教師塾の開講や（仮称）食育・防災センターの建設着手、学校施設の耐震化事業を進めてまいります。

社会教育につきましては、スポーツや文化など多種多様な学習機会の提供を行うとともに、老朽化が進んでいる社会教育施設の整備を行い、学習環境の充実を図ってまいります。

芸術文化につきましては、町民が潤いのある生活を送るため、引き続き関係団体の自主活動

を支援するとともに、町民ニーズに沿った優れた芸術文化事業の提供に努めてまいります。

民族文化につきましては、固有の自然観や古式舞踊といったアイヌ文化を次の世代に引き継ぐため、民族共生の象徴となる空間整備の促進やアイヌ民族博物館が研究・活動を安定的に実践できる環境の整備を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、体育団体などと連携し町民の体力向上と健康づくりを推進するため、スポーツ施設の利便性を高めるとともに本町のスポーツ振興のあり方を協議してまいります。

国際・地域間交流につきましては、国際感覚豊かな魅力ある人材を育成し、姉妹都市ケネル市と親睦を深めるため、4月に青少年派遣交流を行うとともに、9月には3年ごととなる白老町代表団の訪問を予定しております。

主要施策の4点目は、「産業」であります。

地域資源を生かした個性あふれる産業のまちを目指して、産業連携につきましては、起業の促進や企業誘致、地域資源を生かした産業連携などさまざまな支援策の充実と、関係企業や団体などの連携協力を戦略的に進めるため、前例にとられない総合的な営業組織を役場組織機構改革にあわせて設置することで産業活性化を進めてまいります。また、6次産業化の推進では、生産から流通までの産業連携や畜産業、水産業の資源活用による振興を図ってまいります。

港湾につきましては、地域経済の持続的な発展を目指すため、産業界との連携を強化して、組織的に積極的なポートセールスに取り組んでまいります。また、白老港の整備促進では、第3商港区の暫定供用を開始し、さらに港内の静穏度向上を図るため、引き続き整備を促進してまいります。

商工業につきましては、建設業や商業の活性化を図るため、町有地を売却し住宅建築を促進する子育て世代住宅建築応援事業の実施による定住拡大を図るとともに、商工会との連携によって食材王国しらおいブランド強化事業による地場産品等の販路拡大を図ってまいります。また、企業誘致の推進では、虎杖中学校跡地活用事業やメガソーラー事業の促進を図ってまいります。

観光につきましては、観光誘客の推進により交流人口の拡大を図るため、受け入れ環境の整備・充実を図りながら、戦略的観光振興推進事業や広域観光推進事業などを実施して魅力ある観光地の形成を推進してまいります。

農林水産業につきましては、基盤の強化を図るため、引き続き経営の効率化と生産力の向上に努めてまいります。また、畜産業では、北海道の支援による白老牛生産販売戦略会議において、消費拡大や食と観光の連携を目指してまいります。水産業では、水産協調施設を活用してウニやナマコの増殖など栽培漁業の推進を図ってまいります。

主要施策の5点目は、「自治」であります。

人と人との理解と信頼による協働のまちを目指すため、町民活動の推進につきましては、町民まちづくり活動センターとの連携強化や協働のまちづくり研修会の開催などを実施してまい

ります。また、さらなる町民の自主事業の促進を図るため、所管団体との連携強化を図ってまいります。協働のまちづくりにつきましては、情報共有の充実と地域との連携を図る地域担当職員制度の確立を図ってまいります。行財政運営につきましては、スピード感を持ってよりの確にまちづくりを進めるために、私の公約である組織機構改革の実施や職員の意識、意欲、能力を高める研修を実施してまいります。また、健全財政の推進では、(仮称)新行財政改革計画の早期策定を進めてまいります。

以上が25年度の主要施策ですが、新年度における補正予算により、国の経済対策である地域の元気臨時交付金を活用した事業が追加される予定であります。

次に、予算編成について申し上げます。国は日本経済の再生に向けて大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢で長引く円高・デフレ不況からの脱却、雇用や所得の拡大を目指す取り組みを示しております。

本町においては、24年度の地方税の減収などを起因とした財源不足による財政運営を強いられておりますが、25年度は国の緊急経済対策による地域の元気臨時交付金事業などを積極的に取り組み、地域活性化のための経済対策として重点的に実施していくことといたします。

また、25年度の予算編成では、歳入において町税の減額見込みと地方交付税の削減などの影響で厳しい財政運営となります。このことから財源不足の対策として事務事業の精査を行ってききましたが、歳入不足額の解消ができない状況になったことから、当初予算は2億2,000万円を水道事業会計から長期借入れを行い対応することといたしました。ただし、25年度中に22年度に借入れした第三セクター等改革推進債の繰り延べの申請を行い、総務省の許可を受けた段階では財源不足額の圧縮も可能となる見込みであります。慢性的な財源不足の解消を図るために歳入歳出のバランスを基本としながら、財政構造の変革を目指す(仮称)新行財政改革計画を策定し、従来の慣習にとらわれない大胆な取り組みを行いながら、持続可能なまちづくりを進めるため、強い意志で立ち向かう考えであります。

以上の結果、今年度の当初予算は一般会計92億1,000万円、特別会計67億8,957万1,000円、企業会計18億7,804万6,000円、合計178億7,761万7,000円であります。

以上、3月会議に当たり町政に臨む私の基本姿勢と3つの方針、主要施策の展開について述べさせていただきました。新年度は財政危機を打開し、地域活力を取り戻すための前例のない大きな改革の年であり、町民の皆様には不安が増大しないように強いリーダーシップと確かなパートナーシップの姿勢を大切にして、財政改革と組織改革を早急に行い、まちの将来像である「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」に向けて着実に取り組んでいく決断と実行を実施してまいりたいと考えております。ピンチをチャンスに変え、過去の負担を背負いながらも、みずからの力で乗り越えていこうという気概を失ってしまっては明るい未来を切り開くことはできません。変化を恐れては成長がありません。北海道は厳しい環境や条件の中でたくましく未来を切り開いてきたフロンティアスピリットにあふれた豊かな大地であります。今こそ、本町が有する潜在的なパワーを全開にして、現在の低迷する状況から総力を挙げてテイクオフし、上昇気流に乗っていきたいと思います。役場を初め、町民の皆さんもみずからの誇りと自

信を持って、みずからの中に眠っている新たな力を発揮して、ともに未来を切り開いていこうではありませんか。私は笑顔あふれる白老町でみんなが幸せを感じるまちにしていきたいと強く願っております。

最後になりますが、町民の皆様、そして、議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成 25 年度に当たっての町政執行方針といたします。

◎平成 25 年度教育行政執行方針説明

○議長（山本浩平君） 日程第 6、次に、教育長から平成 25 年度の教育行政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

古俣教育長、どうぞ。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 平成 25 年白老町議会定例会 3 月会議に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の使命は人格の完成を目指し、社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人間を育成することでありますが、変化の激しい社会情勢の中で改めてそのことを心に刻み、本町の次代を担う子供たちが夢と希望を持ち心豊かにたくましく主体的に未来を切り開く生きる力を育む教育と子供も大人もすべての町民が協力・連携し、充実した人生を送るため、みずからを高め、新たな価値観を追求する学びの教育を進めてまいります。教育委員会といたしましては、このような決意のもと、「豊かな学びで 共に未来を創る しらおい教育の推進 ～子どもも大人も 心ひびかせ 明日に生きる力を育む 学びの創出～」の推進を目標に掲げ取り組んでまいります。以下、家庭教育、幼児教育、青少年健全育成、学校教育、社会教育の順に推進の方針と主な施策を申し上げます。

確かな成長の教育基盤である家庭・幼児教育、要保護児童家庭、青少年健全育成について申し上げます。本町の子供たちは白老町の未来を担っております。子供たちが確かな成長をすることが町民すべての願いであり、そのためには生きる力を育む基盤となる子育ての環境づくりが大事であります。

初めに、家庭教育・子育て支援についてであります。家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であります。子供の未来は白老町の未来であることから、子供たちの子育て、子育てのためには、学校、家庭、地域が信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たしていくことが必要と考えております。乳幼児を持つ家庭では、子育てに悩む家庭が増加傾向にあることから、子育て支援拠点事業の充実や保育園機能の拡充を行うとともに、関係機関との連携を強化し、子育て親子の支援に取り組んでまいります。子供発達支援センターでは、子供の発達を促し、早期発見、早期療育に努めるとともに、今年度からは、放課後等デイサービスを開始し、学校通学中の障がい児に対する療育の一層の充実を図ってまいります。

次に、要保護児童家庭の支援についてであります。全国的に児童虐待等により児童が死亡するなど、悲惨な事件がやまない実情にあり、児童相談を初めとした要保護児童家庭支援は重要

な対策と位置づけております。町内においても児童相談の内容が複雑化し、緊急的な対応を求められる状況がふえてきております。このことから、子供の健全な心身の育成を促していくため、児童相談を初め発生予防、早期発見から事後支援、啓発活動に至るまでの総合的支援体制を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会を中核とした児童相談所や関係機関等との連携強化に努めてまいります。

次に、幼児教育・保育についてであります。乳児期の保育、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基盤を担う極めて重要なものであることから、引き続き私立幼稚園への支援を行うとともに、町立保育園においては、地域の子育て支援の拠点として保育事業の充実を図り、障がい児保育、延長保育事業などを展開している民間保育園に対しても運営支援を進めてまいります。また、昨年8月に成立している子ども・子育て関連三法の内容や児童数の推移を踏まえながら、増員や分野を拡大する次世代育成地域協議会での協議を進め、町立保育園再配置民営化方針を含めた今後の（仮称）白老町保育事業運営計画を策定してまいります。

次に、青少年健全育成であります。次代を担う青少年の健全育成につきましては、学校、家庭、地域がその教育力を生かすため、青少年育成町民の会各地区の青少年育成協議会等や子供会連合会と連携を行うとともに、町民総がかりの地域教育ネットワークの中で取り組んでまいります。また、青少年センターを核として、学校、保護者及び各地域の協力による見守り活動やパトロール強化を図り、子供たちの安全確保や非行防止に努めてまいります。さらに、児童館、児童クラブなどの放課後児童対策事業については、子供たちが安全で健やかに活動できる環境づくりに努めてまいります。子供政策の基軸となる（仮称）子ども憲章を策定し、大人と子供が協力し合う協働型の指針として普及啓発を図っていきます。（仮称）子ども憲章の策定過程においてはもちろん、策定後も未来を担う子供たちが主体者として成長していくための子育て・子育て施策として、（仮称）子ども夢実現プロジェクト事業を学校や関係機関等と連携をとりながら推進するなど、憲章を具体化していきます。

次に、学校教育について申し上げます。学校は学校教育目標の具現化を目指した組織体であり、校長を中心に全教職員の英知を結集し、知育・徳育・体育の調和のとれた子供たちの育成を図るため、信頼される学校づくりを標榜するとともに、保護者、地域住民と一体となった教育活動の推進に取り組んでまいります。

初めに、学力の向上についてであります。子供たちの学習意欲を高め、生涯に渡って学び続ける基盤となる確かな学力を保障することは、学校教育が果たすべき第一義的使命であります。そこで、学力向上の指針である児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダードに基づいた全町的な取り組みを一層推進し、すべての学校が家庭、地域と一体となった学力向上の取り組みを進めてまいります。

さらに、少人数指導や習熟度別指導、TTなど、指導形態の工夫や授業で学んだことの定着を図る補充的学習、また、家庭における学習環境の形成など、基礎学力の定着を図る指導を進めてまいります。特に、算数、数学については、学習向上サポーター事業を継続し、小中学校に時間講師2名を配置するとともに、子供たち一人一人の学習状況に応じた、きめ細かな指導

の充実に取り組んでまいります。

支援の必要な子供の教育につきましては、特別支援教育支援員を5名配置し、個別の教育ニーズに応えながら、教室で困り感を持つ子供に応じた支援体制の充実に図ってまいります。

小中学生を対象とした子ども版出前講座につきましては、メニューの充実を一層図りながら、専門的地域人材を活用した事業実践を通じて、本町の自然、歴史、産業等に対する知識、理解を深めながら、ふるさとへの誇りと愛着を育む教育の充実に図ってまいります。

アイヌ文化を学ぶふるさと学習につきましては、すべての学校が社会科や総合的な学習の時間に位置づけ、体験的な活動を通じてアイヌの人たちに対する正しい歴史認識と伝統文化を学ぶ学習活動を展開してまいります。

次に、心と身体の育成についてであります。豊かな心と健やかな身体の育成は生きる力の重要な要素であり、道徳教育や体育、健康に関する指導等はもちろん学校の教育活動全体を通じた取り組みの充実が求められております。

道徳教育につきましては、保護者や地域住民に授業を公開し、指導内容や心のノートを活用した指導方法の充実に図るとともに、道徳の時間と各教科、行事等に関連づけた心の教育の取り組みや職場体験を初め、ボランティア活動、自然体験学習、高齢者や福祉施設等との交流活動など、人や社会とのかかわりを通じて子供たちの命を大切に作る心や思いやりの心を育ててまいります。

ふれあい地域塾につきましては、地域ボランティアの協力を得ながら、学習活動と体験活動を組み合わせた内容の充実と工夫を加えながら、学校、家庭、地域がともに子供を育てる地域ぐるみの取り組みを進めてまいります。

いじめ・不登校等の指導に対する問題につきましては、日常の生徒指導はもとより子供たちへのアンケートや教育相談などを通じて未然防止と早期発見、早期対応に重点を置いた指導体制の充実に努めてまいります。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや教育支援センター指導員を積極的に活用し、子供や家庭への支援並びに学校と家庭、地域、関係機関とも連携を強化し、子供を取り巻く環境改善と心の成長を支援してまいります。

健やかな身体の育成は、健康維持はもちろんのこと、子供の活力や気力など学ぶ意欲にも大きなかかわりがあることから、体育の授業での体づくりや、部活動、一校一実践の体力づくりの取り組みなど、日ごろから体を動かす運動習慣づくりに取り組んでまいります。

食育の推進につきましては、食を通して子供たちに望ましい食習慣を身につけさせるため、栄養教諭を活用した授業を実施するとともに、食に関する知識と健康な食生活を実践することができる食に関する指導の充実に努めてまいります。(仮称)食育・防災センターにつきましては、本年度に事業着手し、供用開始に向け準備を進めてまいります。

また、子供たちの歯と口腔の健康づくりのため、幼児期から小学校までのフッ化物洗口を継続し、虫歯予防対策に努めてまいります。

次に、信頼される学校づくりについてであります。学校教育の基盤となる保護者や地域住民

からの信頼を得るには、子供の確かな変容を実現し、学校としての責務を果たすとともに、教職員が模範となる大人として、子供たちの前に立つことが必要です。そこで、各種研修事業への参加を促進し、教員としての知識、力量を高めることとあわせて、総合的な人間力を身につけるため、(仮称)しらおい教師塾を開講し、教職員としての使命と職責を自覚させ、資質向上を図ってまいります。また、巡回指導教員活用事業による指導教員を小中学校に2名配置し、経験年数の浅い教員が在籍する学校へ派遣し、若手教員の実践的な指導力と授業の充実に努めてまいります。

さらに、町教委研究指定事業、白老町教育研究会への支援・協力を継続し、校内研修及び公開研究会等を通して教職員の専門性と授業力を高めるとともに、それらを結集した学校力の向上を図ってまいります。教育水準の維持と質の高い教育を提供するため、保護者、地域住民の意見や要望を的確に受けとめ、開かれた学校づくりを推進するとともに、萩野地区で実施している学校支援地域本部事業を白老地区でも実施し、学校、保護者、地域住民が一体となった取り組みを拡充してまいります。

小中学校の適正配置計画の中学校につきましては、ことし2月2日、16日、23日に竹浦・虎杖・萩野中学校の3中学校の閉校式が挙行され、4月から白翔中学校が開校されることとなります。3中学校の統合に当たり、町議会を初め、保護者や地域の皆様、そして、統合準備委員会、学校など関係各位に統合に向け、ご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げます。統合してよかったと誰もが思う、子供が主人公とした学校づくりを進めてまいります。また、小学校につきましては、児童数の推移や教育環境の水準維持の観点から、現在計画の素案を教育委員会で協議中であり、できるだけ早く議会に示したいと考えております。

安心・安全な学校づくりにつきましては、自然災害を初め、事件、事故に迅速かつ適切に対処するため、各学校が危機管理マニュアルに基づく防災に関する事業や火災、地震、津波を想定した避難訓練、AED講習等の実施など、指導の充実や体制整備を進めてまいります。また、保護者、地域及び警察等との連携により通学路の安全確保や防犯対策、交通安全教室などを行うとともに、子供たちがみずから危険を回避する力を育てる安全指導に努めてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、学校施設耐震化推進計画に基づき萩野小学校体育館の耐震改修を行うとともに、緑丘小学校校舎の耐震改修に向けた実施設計を行います。

共に学びあい、明日に生きる力を育む社会教育について申し上げます。生涯学習社会の実現に向けて、誰もが学びたいことを、いつでも目的をもって学び、楽しみ、喜びを得ることを実感するための生涯学習社会づくりに取り組んでまいります。

初めに、青少年教育についてであります。本町の持つ豊かな自然、歴史、文化などさまざまな地域資源を活用した体験活動やふるさと学習を通じて子供たちの社会性と郷土への愛着心を育むとともに、学校・家庭・地域が連携し、子供たちの豊かな感性とコミュニケーション能力、さらには体力向上など社会で生きる実践的な心と体の育成を図ってまいります。

次に、姉妹都市交流についてであります。姉妹都市交流につきましては、本年度は4月に国際姉妹都市であるケネル市への青少年派遣交流を行うとともに、さらに9月には、3年に一度

行っております白老町代表団の訪問も予定しております。この交流により両都市のさらなる友好の絆を深めるとともに、小中学校における姉妹校交流や町民主体の交流活動をとおして、多様な価値観と文化に触れることにより、共生の意義や豊かな人間性を養う国際化社会に適應できる人材の育成をさらに進めてまいります。

次に、芸術文化活動についてであります。町民の感性と心を潤す芸術文化活動の充実を図るため、引き続き白老町文化団体連絡協議会やNPO法人しらおい創造空間「蔵」など、関係団体の活動を支援するとともに、町民が主体的に活動できる心豊かで活力あふれる地域づくりを推進してまいります。また、社会教育事業に対する時代の要請や町民ニーズに沿った事業展開を図るため、みんなの基金の活用等を積極的に図り、民間活力による優れた芸術文化事業等の推進に努めてまいります。さらに、本格的な長寿社会の到来に対応するため、高齢者大学におけるクラブ活動の充実など、魅力の向上とPRに努め、大学運営の活性化を図ってまいります。

次に、文化財についてであります。本町の歴史と文化を後世につなぐため、先人が築いた誇るべき文化遺産を活用し、町民が郷土愛を持てるふるさと教育を推進するとともに、仙台藩元陣屋の史跡や資料館におけるさまざまな催しを初め学習会や企画展の開催等、関係団体との連携のもと積極的なPRと活用を図ってまいります。さらに、引き続き埋蔵文化財巡回展を開催し、文化財を身近に感じられる機会の提供に努めてまいります。

次に、スポーツ振興についてであります。子供から高齢者までスポーツを通じた心身の健康づくりを促進するため、白老町体育協会や総合型地域スポーツクラブGenキングしらおいクラブなど関係団体と連携し、各種大会やスポーツ教室などの体育事業を積極的に開催するとともに、町民の体力向上と主体的な健康づくりを推進し、本町のスポーツ振興のあり方について関係団体と協議してまいります。

次に、図書館についてであります。子供から高齢者まですべての町民が本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体の健康とともに心の豊かさを育み、誰もが親しみやすい図書館を目指すため、図書館機能の充実など読書環境の整備に努めてまいります。このため、利用者ニーズを踏まえた適切な蔵書管理を初め、町民の学習意欲に応えるきめ細かな対応を図るとともに、各団体やボランティアと連携し、季節ごとの展示コーナーの開設、幼児や児童向けの読み聞かせの会等を開催し、町民に親しまれる図書館づくりに努めてまいります。また、引き続き移動図書館車の運行や本の宅配サービスを行うとともに、学校図書館との連携を密にし、読書機会や読書環境の充実に努めてまいります。

以上、平成25年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げましたが、教育委員会としましては、未来から託された子供たちが生き生きと学ぶとともに、豊かな町民活動のもとで生涯学習活動が幅広く展開され、町民や子供の学びが着実に前進することを目指しております。そのためにも、学校・家庭・地域を初め関係団体との更なる連携を図りながら、本町教育のより一層の充実・発展のため取り組んでいかなければならないものと考えております。今後は、その歩みをより豊かなものとするために地域の持つ教育力を高めながら、「生きる力を育む 学びの創出」をキーワードに掲げ、町民一人一人が生きがいを感じながら学ぶことのでき

る環境整備の実現と、子供たちの確かな学力や豊かな心、健やかな身体を育む学校教育の充実に向け、地域に顔の見える行動力と信頼感のある教育委員会を目指し業務に専念したいと考えております。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等によりまして、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

これより直ちに議案の審議に入ります。

◎議案第 1 号 平成 24 年度白老町一般会計補正予算（第 11 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 7、議案第 1 号 平成 24 年度白老町一般会計補正予算（第 11 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 1 号 平成 24 年度白老町一般会計補正予算（第 11 号）。

平成 24 年度白老町の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,459 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 125 億 4,401 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成25年2月27日提出。白老町長。

このたびの補正予算は、さきで開催しました議案説明会のとおり主に執行残の整理でございますが、国の補正及び元氣臨時交付金の内容につきましては、高橋企画政策課長から説明申し上げます。

○議長(山本浩平君) 高橋企画政策課長。

○企画政策課長(高橋裕明君) それでは、お配りしております説明資料をお開きください。

一般会計補正予算(第11号)における国の補正予算及び地域の元氣臨時交付金に係る事業と配分等についてご説明申し上げます。なお、説明の都合上、第12号補正で追加予定の事業についても国の補正及び元氣臨時交付金にかかわりますので、あわせて説明させていただきます。

まず、配付資料の1ページですが、国の補正予算による町の対象となった事業についてであります。国の補正予算は基本的に日本経済再生に向けた緊急経済対策に沿って、Ⅰ、復興・防災対策、Ⅱ、成長による富の創出、Ⅲ、暮らしの安心・地域活性化の関連経費であり、本年1月12日以降に予算計上する投資的事業を対象に、もしくは平成25年度概算要求していた事業から該当するものを補正事業としています。

白老町では、事前防災対策として第12号補正予定で白老港建設事業、長寿命化対策として、第11号補正の美園団地外壁改修事業、学校耐震化対策として、第11号補正の萩野小学校屋内運動場耐震対策化事業、学校老朽化対策として、第12号補正予定で三中学校統合施設環境改善事業の4事業が該当となり、補正予算事業としています。これから第12号で補正予算計上を予定しております白老港建設事業と三中学校統合施設環境改善事業につきましては、現在精査中でございます。

また、1番下でございます地域の元氣臨時交付金についてでございますが、追加される投資的事業、白老町の場合は今の4事業でございますけれども、その地方負担が大規模であり、緊急経済対策が迅速円滑に実施できるよう今回限りの特例措置として補正予算債による対応に加え、地方公共団体の追加公共投資の負担額に応じて配分する交付金として交付されることとしております。

次に、2ページでございますけれども、2ページも4事業についての説明図ですが、この地域の元氣臨時交付金は、今回の補正予算に計上された公共事業の地方負担総額の原則8割、財政力によって調整するとされておりますけれども、原則8割に相当する額としておりまして、その充当先が大きく2つに分かれております。1つは、補助率が法で定められていない事業。白老町においては、美園団地外壁、3中学校統合整備、萩小の体育館の一部についてでございます。その事業に対しましては、当該その事業に交付金を充当することが可能であります。もう1つは、補助率が法で定められている事業。白老町では港建設事業、萩野小体育館の一部でございますけれども、それに対しましては、当該事業に充当することができず、他の町単独の建設地方債の対象事業、これは25年度補正予定分となっておりますが、その事業に充当することとなります。そのほかの事業に充当しなければならない元氣交付金は、緊急経済対策の趣旨

を踏まえ、老朽化等による公共施設の改修工事などに優先的に選択を予定しております。

それでは、3ページの具体的な町の対象事業と元気交付金の充当額について説明をいたします。まず、上段の図ですけれども、国と町の負担内訳を示しております。そして、下段の図は、そのうちの町の負担分の財源内訳と元気交付金の額について示しております。

まず、元気臨時交付金の該当となる4つの補正事業ですが、①、萩野小学校屋内運動場耐震対策化事業については、事業費3億2,013万5,000円で、補助率法定部分と補助率法定なし部分と備品購入など町単費の対象外経費が混合しておりますが、国費1億1,934万9,000円、町費2億78万6,000円であります。②の美園団地外壁改修事業については、補助率法定なし事業で事業費247万8,000円、国費105万9,000円、町費141万9,000円であります。③、白老港建設事業につきましては、負担率に法の定めがあり、国の直轄事業6億6,000万円のうち管理者負担分15%で町費が9,900万円であります。④、3中学校統合施設環境改善事業につきましては、補助率法定なし事業で事業費682万3,000円、国費228万8,000円、町費453万5,000円あります。

次に、下の図の①の元気交付金の充当額については、補助率法定なし分の町負担額1億6,578万6,000円に対し、交付率70%の見込みで1億1,604万9,000円を当該事業への充当分とし、補助率法定部分の町負担額2,990万円に対して交付率70%の見込みで2,096万円を他の事業へ25年度の補正予算事業に充当する分として交付される予定であります。

②につきましては、補助率法定がない事業であるため、町負担額141万9,000円に対し交付率73%の見込みで103万6,000円が当該事業に元気交付金として充当される予定です。

③は、負担率に法の定めがあり、元気交付金が交付率80%の見込みで7,920万円を他の事業へ、25年度の補正事業として充当して交付される予定であります。

④は、補助率法定がない事業であるため、町負担額453万5,000円に対し交付率70%の見込みで317万3,000円が当該事業に元気交付金が充当される予定であります。

なお、事業ごとの財源内訳の詳細は4ページ目に示しているとおりでございます。

以上のことから、4ページの1番下にあるとおり、元気臨時交付金は合計で2億2,041万8,000円の交付が予定されており、そのうち24年度補正事業に直接充当する額は1億2,025万8,000円であり、他への事業分として25年度補正事業に充当する額は1億16万円を予定しております。

以上が今回の国の補正予算による町の補正事業と地域の元気臨時交付金の関係でございます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りを設けて質疑を行いたいと思います。歳出から質疑に入ります。32ページから49ページ、1款議会費から3款民生費までの歳出について、質疑のございます方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 47ページのひとり親家庭医療費の給付費のところでお伺いしたいと思います。まず、第1点目はひとり親家庭の実態。父子家庭も入ると思うのですが、父子家庭と、

それから、母子家庭の世帯が今どれくらいあるのかということと、もう1点は、1,200万円くらいの予算になっています。その中で415万円が不用額という形で清算というか、補正されていますけれども、これはどういった理由のあらわれなのか。どのようにそれをとらえているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） ひとり親家庭の医療費の助成の関係なのですけれども、世帯数、今の段階で、母親、父親、ひとり親ですので247人でございます。それにお子さんがいらっしゃいますので、お子さんが396人という見込みでございます。当初予算と今の見込みでは、さほど数字は違いません。人数は変わらないです。ただ、医療費が415万円、今回補正していますけれども、これにつきましては、高額医療費、入院とかしたときに各保険者から限度額適用証を病院に提示すれば、その人の自己負担分だけで済むわけですので、それが制度上、大分定着してきたのかなと思ってございます。それでない、前はそういうものを出さないで病院に入院していますので、一時的に高額医療費を町が立てかえていたということになりますので、その分がかなり大きいのかなと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 以前、母子家庭しか対象にならなくて、私、父子家庭は対象になっていないのかなと思ったのですが、これを見ると、今のお話を伺うと、父子家庭も対象になっているということなのですが、今おっしゃったように、高額医療の部分が申請をするようになったということで、この分が差額として出たということなのですが、これは大変大事なことだと思うのです。これだけ予算を多く組まなければならないか、これを少なく組めるかということとかなり予算的には違うと思うのですが、まだ25年度予算はちゃんと見ていないのですが、25年度の予算は、この差額分というのはやはり差し引いた形で、今後、高額医療の入院とかになったときに、きちんとその申請を町のほうに要請すれば、すぐ出してもらえますよね。そういった形で出していくことをきちんと進めていくというふうに方向転換をしていく予定はありますか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 入院のときの限度額の適用書なのですけれども、これは国保加入者だけではなくて、社会保険とか共済でもありますので、それで、各保険者に入院するときに申請していただくということで、保険制度上もうそういうふうになってきておりますので、それはしっかり申請して交付をいただいて、病院に提示していただきたいと思っております。それで、25年度予算につきましては、ひとり親もそうなのですけれども、重度心身障害者の医療費もかなり高額が発生するのです。それをある程度実績見込みでかなり落としてございます。収入のほうで落としていますので、その分、道の補助金だとか一般財源が多少膨らむような形にはなっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 国保ばかりではなくていろいろな保険事業があるということなのですが、これは必ず病院に入院するわけですよ。それと、病院の対応がきちんとかういうことがされるように町側からも、必ず入院するとなると言われるはずなのです。病院によって違うのですけど。きちんとか役所へ行って高額医療の手続きをしてくださいということ。それは保険に関係なしに病院のほうからお話あるところと、ないところがあるのです。ですから、町側としてもやはりそういったことで、一時的にでもお金を出さなければならないということではなくして、患者さん自体も安心感があると思うのです、そういった面では。そういうことできちんとか病院側にもそういった要請をすべきではないかというふうに考えますけれども。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 福祉医療の関係の3制度、皆さん、どれも適用になると思いますので、もちろん受給者証交付だとかそういうときに、例えば、入院される場合はそういう各保険者から高額の申請をして交付いただいでくださいというような周知、そういうことはやっていきたいと思えます。ただ、医療機関に対してですと、保険制度上の話もあるので町内だとかそういうのは可能かもしれませんが、苦小牧でいくと苦小牧医師会だとかそういうところをお願いするような形になろうかと思えますけれども、各医療機関に対してはなかなか難しいのかなと思ってございます。ただ、受給者に対しては、そういう一時的な負担が少なく済むことになりますので、そういうことは周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、48ページから65ページ、4款環境衛生費から7款商工費までの歳出について、質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 前田です。まず、55ページの有害昆虫・鳥獣駆除対策経費。これについて、これまでどれだけ駆除しているのか。それと猟銃とわなでやっていますけれども、猟銃とわな、別々に頭数を教えていただきたいと思えます。

59ページです。バイオマス燃料化施設についてです。私、一般質問していますから詳しくは聞きませんが、この範疇で聞きます。火災が原因で770万円落としていますけれども、収入が落ちているのに、なぜ。支出のほうが生産量も落ちている、稼働率も下がっていると思うのですけれども、なぜ、この歳出の部分のほうで落ちなかったのかということでもあります。それで、どういう状況だったのかということ。それと、この関係で24年度も不良生成物がかなり出ているということですが、これが当初予算で新バイオマスの固形燃料を商品開発事業すると、こう言っていました。この関係と、ちゃんともう委託ですから内容を報告されていると思えますけど、その関係と今回のバイオマスがまた不良分が出ていますけれども、その関

係についてどのような整理をされているのかということでございます。

次に、病院の繰り出しでございます。これについて予算書を24年、23年見てきたのですが、固定医が5名から4名と言っていましたけど、実際に23年に固定医が何人いて、24年に何人なのか。多分、1名ふえたということで聞いていたのですが、これを確認してから再質問します。

それと、今回3,700万円繰り出しして、この中で経営健全化対策経費分とこうなっています。具体的にこれに当たる根拠はどういうふうになっているのかをお願いします。

以上です。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それでは、ご質問3点ありましたのでお答えしたいと思います。まず最初に、バイオマスの支出の部分でございます。歳入は減額補正させていただいていますが、歳出の部分につきましては火災等によって、副資材の関係でシュレッダー紙を購入していきたいという方針にしたことと、それから、A重油の関係、価格が上がっているという部分がございます。歳出の部分については、3月の部分での減額補正ということにはしていない状況でございます。

それから、余剰生成物の関係でございますけれども、余剰生成物の発生は350トンほど。火災とか、それから、機器類の故障のあった部分で出てきております。うち100トンほど使用させていただいています。

それと、新商品の関係のつながりですけれども、一部テスト的につくった部分はございますけれども、全てがその余剰を使った中で新製品に結びついているかという部分につきましては、100%結びついていない部分がございます。新製品の開発という部分ではなかなか難しい部分があるというのも事実でございます。

それから、有害鳥獣の関係の駆除の実績ですけど、今手元に資料ございませんので、ちょっとお時間をいただいて調べたいと思います。

以上です。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務次長。

○病院事務次長（野宮淳史君） 23年度の常勤医師、固定医につきましては3名でございます。そして、24年度につきましては、内科医が1名ふえまして、固定医、常勤医につきましては4名となっております。また、繰り出し金の経営健全化対策経費分でございますけれども、24年度の単年度資金不足であります不良債務解消分ということで3,700万円を計上しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 鳥獣駆除の関係を聞いたのはエゾシカなのです。それで、猟銃で捕獲した報償費、これは多分、猟友会にいつていると思うのですけれども、わなで仕掛けた分の頭数を聞いたのはそこののです。わなで捕っても報償費入らないのです、この人方に直接。猟友会にいつているみたいなのです。その辺をちょっと確認したいのです。そして、わなで捕っ

ている人は猟友会に入っていないので、手間賃も何も入ってこないのです。それで、捕ることをやめたいと言っているのです。せっかく免許を持っていながら。その部分はどうなっているかということです。

それと、バイオマスで商品事業。これの目的の一つに、燃料化施設にどのような効果があるのか。そして、余っている、町は余剰と言います、私は不良と言っていますけれども、生成物をペレット化していくのだということで、これが473万7,000円になっているのです、当初予算。人件費半分ですけれども、その中で分析委託をちゃんと出すと言っていますけど、もう3月ですけど、先ほどの答弁でうまくいっていないと言うけど、どういう結果が報告されているのか。なぜ、こういうことをやっていないながら、今みたく余剰がどんどん出てくるのか。たとえば道の補助金であっても、安易にここに金をかけるのか。過去もそうですけど、全部結果出ないで流していつているのですけど、実際どうなのかなと思います。火災まで出ていまして。その辺が今言ったように、2つ目の効果とこの事業を行ったことで、どのようなことで施設に寄与できたのか。それと、委託業務がちゃんとどのような内容で報告されているのか。その内容を若干教えてください。

それでは、病院です。前回、24年度の予算審査特別委員会で前事務長は、真水分1億7,000万円を少しでも減らすような努力は病院としてしなければならないと言っているのです。しかし、今回も、今、答弁あったように、繰り出しをすると3,700万円、これは不良債務解消分となっていますけれども、ちょっとニュアンスが違うのですけれども、実際の真水分の赤字、当初1億7,000万円と言っていましたけど、実際、真水分として幾らになったのかということです。ですから、繰出金総額のうち実際の真水分は幾らかということです。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務次長。

○病院事務次長（野宮淳史君） 24年度の一般会計に繰出金総額が4億1,504万9,000円とありまして、そのうち交付税措置分が1億9,248万7,000円でありまして、真水によります一般財源につきましては2億2,256万2,000円でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それでは、補助金の関係と、それから、報償費の関係をご説明したいと思います。まず補助金の関係でございますけれども、補助金いただいた中で作業員を雇用しまして、その中で事業を進めております。昨年11月から今3月にかけて、施設にバイオボイラーがあるのですけれども、そちらのほうに燃料を供給する目的の一つで、燃料をつくった中でバイオボイラーのほうで試験的に燃料を燃焼させて、結果としては室内の暖房とかそういったものに利用しているという事業をやっております。

それとあわせてペレットといいましてちょっと小さめの固形燃料があるのですけれども、そういったものをテスト的につくってバイオボイラーのほうで使用していきたいというふうに試験はしております。それで、分析等も回しておりますけれども、ペレットにつきましては、試験結果としてはなかなかちょっと固まらないような状況になりまして、固形燃料としてはちょ

つと無理的なところも出てきています。結果としてはそういったような状況ということになっています。また、新しい燃料を開発した中で、使い先ということも実は考えていたのですけれども、そのこの部分については行き先が今の段階では決まっていないう状況でございます。

それから、わなの関係につきましては、頭数と合わせて説明したいと思います。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） バイオマスわかりました。そういう結果です。ただ、一つだけお聞きしておきたいのだけど、バイオマスの改善検討委員会が、ここは未成品原料と言っているのです。これはいい言葉を使っているのですが、この未成品原料についても指摘されていて、きちんとして売rinaさいというようなことを言ったのですが、今の答弁を聞くと、この1年間かけた商品開発と、この改善検討委員会が出している答申の内容と整合性が保てないのだけど、その辺はちゃんと整理されているのかどうか。その辺について伺います。

それと病院についてです。今聞くと、やっぱり5,000万円ぐらい赤字がふえているのです。それで、町長に伺うのですけれども、一般質問、代表質問ありますから私も詳しく言いませんけれども、こういうことを言っているのです。前には、病院がどんどん赤字に陥っているときは、このどうにもならない経営状況になる過程で、町は最初に、病院の利益が上がらないのは経営構造上に問題があると。しかし、後ほどになると、話になってくると、先生がいないから収益上がらないと言ったのです。しかし、今聞いたら、23年に3名が24年に4名で1名ふえているのです。ですけれども、予算の当初計画から見ても、赤字を追加して出しているのです。こういう状況はどうなのだろうと。逆に赤字がふえて、毎年年度末でこの赤字を補てんしているのです。何が構造上の問題があつて、そして、2点目について前事務長は、病院の経営については最終的に町長が全責任を負うのだと言っているのです。その部分の2点について、町長はどういうふうに考えているのかお聞きしておきます。それ以上は一般質問、代表質問あると思いますけれども。

○議長（山本浩平君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） バイオマスの関係で、現在、製品化になっていなかった余剰生成物の関係でございますが、これにつきましては先ほど竹田課長のほうからもご答弁申し上げたとおり、いろいろとやってはございますがなかなかうまくいかないということもあった中で、検討委員会の中でもそういったことを踏まえて、さらにやはりいろいろなことを今後まだ検討を進めていかなければならないというようなことのご意見をいただいております。そういった中で例えば例を出しますと、余剰生成物を減溶化さらにさせて埋め立てする方法だとかいろいろな方法、幾つかの方法が考えられる。また、商品の行き先がないということでございますが、商品の行き先が本当にないのかどうかというのはまだまだ探しきれていないところもございまして、それらも含めて検討を進めていきたいというふうに考えてございます。そういった中で事業として委託で進めている範囲内では、まだ現状としては課長が答えたとおり、なかなか進んでいないと。これから頑張つて進めていきたいというふうに思つてございます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 病院の問題です。このあと一般質問、代表質問等々で出ますけれども、やはり病院の経営が非常に厳しいというようなことで、今事例として前回の発言等々を述べながら質問されました。確かにどういう事務事業でも最終的には町長の責任かなというふうには思っていますけれども、そういう中で、病院の経営をどうしていくかというのは病院のスタッフ、院長初め病院のスタッフに全力を尽くしてもらおうというようなことでお願いしていることをございますけれども、現在、ご質問でありましたとおり、医者が1名ふえたと。そういう状況にありながら、患者の増につながっていないというようなことを私どもも押さえた中で、やはり今、そういうことを踏まえた中で診断をしていただいております。

診断を見るまでもなく、総体人数、町立病院に患者が、町民がかかる総数がなかなかふえていないという実態が、どのような原因があるのかというふうなことを、そういう診断の中でも分析した中で対応していきたいというふうに思っております。なかなか対応策が即応性といえますか、数字に素直に出てこないというようなことで、そこら辺の要因も、アメニティーの問題もありますし、受け入れ態勢の問題もあるのかなというふうに思いますが、いずれにしても病院の全スタッフの中で病院をどう経営していくかということで対応していきたいというふうに思っています。ご質問の趣旨に、明確な答弁になっていないかもしれませんが、いずれにしても、今病院の改革に向けて取り組んでおりますので、そういう中で対応策をこれからも押さえていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。1点だけ。私もちょっと病院の問題で一般質問出しているものですから細かく聞くわけにはいかないのですが、1つだけ。町がルール分を出している、病院に出している繰出金の金額。それと、今、報告がありました交付税措置されている金額1億9,000何がしという金額。これは確か差があると思うのですが、ルール分を出す、たしか2億数千万円だったと思うのですが、それと交付税との違いというのはどういうふうに理解すればいいのか。その点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務次長。

○病院事務次長（野宮淳史君） 総額が4億1,504万9,000円でありまして、そのうちルール化分が3億53万8,000円でございます。そして、ルール化以外といえますか、基準外が1億1,451万1,000円でございます。その中に不良債務解消分といたしまして、3,700万円も含んでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ということは3億53万円というのは、一般的にいう救急車とか、云々とかというものを含めて、7,500万円の病院の特例債の分も含めると3億幾らになると。ということはルール分以外、真水では出ている分あるのだけど、純然たる赤字は1億1,451万円というような理解でいいのですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務次長。

○病院事務次長（野宮淳史君） 大淵議員が言われますとおり1億1,451万1,000円が純然たる赤字となると思います。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。端的にお尋ねします。53ページ。4款環境衛生費の1目（5）の後期高齢者特定健康診査事業経費が84万円の減ということで、これについては協議会の中で150名分の減があったということで説明をいただいておりますが、これは、特定健診自体の受診率については、担当課や保健師さんたちのご尽力によって受診率年々上がっているというふうに認識していたのですけれども、後期高齢者の部分についての減ということでしたが、これについての実数だとか、昨年度と比較した推移とか、そういった部分が、実態のほうが見える数字を出していただければ。出せる範囲で結構ですのでお願いします。

2点目、61ページです。5款農林水産業費の3目農業振興費。これは道からの補助金のようなのですが、北海道青年就農給付金事業ということで、これは2名の就農があったということで大変喜ばしいことだと思っておりますが、こちらのほうの給付金事業についての補助金は、例えば就農者に対しての周知の仕方とか、こういったこの補助金の活用についてどのような取り組みがなされていたのかお尋ねします。

以上2点です。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 後期高齢者の特定健診の過去の受診者数ですけれども、後期高齢者の医療制度が始まったのが平成20年度からでございますので、平成20年度は受診者ゼロでございます。21年度が89人、22年度が117人、23年度は94人、25年度は550人を見込んでございます。これについては、今、国保のほうで特定健診をやっているのですけれども、それといろいろタイアップをして後期高齢者も該当させて、いろいろな受ける機会をふやした上での受診増でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 小関産業経済課長。

○産業経済課長（小関雄司君） 北海道青年就農給付金の関係のご質問で私のほうからお答えいたします。この分につきましては当初300万円ということで見積もっていたのですが、上期、下期、それぞれ2回に分けて支出するという、今回については2月、3月にそれぞれ認定になりましたので、上期の部分については今回落とさせていただきました。その分は正式に就農、2名の方、畜産の方と野菜を扱っている農家の方がいるのですが、その方々に支出するような形になっております。この分については賞味5年間、下期から丸5年間支出されるような形になっております。これは全額道から補助をいただいている事業でありまして、これについては農業関係の方々なので必ず農業委員会を通るような形になっておりますので、農業をしたいという方がいれば、町のほうに、農業委員会に必ず相談等がありますので、その中でこういう給付金についてご説明して、該当ならば認定して、申請していただくと。そういった部分

で働きかけております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

まず初めに、保留部分の答弁をお願いいたします。

竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それでは、前田議員の答弁保留の部分です。有害鳥獣駆除の対策の部分ですけれども、24年度これまでの実績です。カラスにつきましましては248羽。それから、キツネにつきましましては57頭を駆除しております。補助金として26万円を猟友会のほうに交付していると、こういう形になっております。なお、エゾシカの対策の部分につきましましては産業経済課長のほうでお答えいたします。

○議長（山本浩平君） 小関産業経済課長。

○産業経済課長（小関雄司君） エゾシカの関係なので産業経済課のほうからお答えさせていただきます。先ほど、答弁保留になりまして大変申しわけありませんでした。

エゾシカの捕獲数とわなの支払いの関係ということのご質問かと思っておりますけれども、捕獲されたエゾシカの数には4月から6月までで601頭です。7月以降、今も2月、3月まで継続してやっておりますので、今のところ、そのあたりの正確な数字は集計していませんけれども、基本的には1,000頭を超えるのではないかというような見込みで、今のところ取り組んでおります。その中でわなで捕った部分の支払いの関係なのでございますけれども、基本的には猟友会の方々が捕った分についてはきちんとお支払いしているということなのでございますけれども、ただ、わなの資格を持っていないながら、猟友会に入っていない方も5名ほどおります。そういう方が自分の農地の中で捕った部分については、基本的にそれは最初から支払いはしないということなのでございますけれども、お願いをされて、ほかの方のところへ行って捕った部分については、猟友会に入っていないということで今まで支払いはされていないというような状況であります。今後はそういう方もきちんと捕ったという、いわゆる耳を持って来ていただいて、その数で確認して支払いをしているのでございますけれども、耳を持って来ていただければそういった方々に対しても次年度以降きちんと支払いをするというようなことで検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） この件で再質問あればどうぞ。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、48ページから65ページまでの環境衛生費から商工費、ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） なければ、次に進みたいと思います。

次に、64 ページから 85 ページ、8 款土木費から 14 款諸支出金までの歳出について、質疑のございます方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） それでは、質問します。私ばかりで申しわけないのですが、若干聞いていきたいと思っています。

まず、69 ページの公共下水道の特別会計の繰出金の関係で公債費の元金と利子です。これは多分、借りかえして説明あったかと思うのですが、かなりの数合わせて 1,200 万円ぐらい減額していますが、この理由、利率等々が変わったのか。その辺具体的に、なぜ、これぐらい出たのかの算出を教えてくださいたいと思います。

次に、71 ページの町有住宅維持管理費。これは修繕費 60 万円落としていますけど、かなり公営住宅の入居者からも希望があるはずなのです。それで、私、例年、決算委員会でお話ししていますけれども、ここの職員、住宅料徴収に対してすごく努力して、徴収率が上がっているのです。そうすれば、これぐらいの金額落とさなくて、そういう部分で修繕してあげて、より職員が徴収にも力入れられるように。そして、町民が、今これだけ財政厳しいのですから、これぐらいの住民サービス落とさなくても、もう少しそういうことを工夫できないのか。担当部長、財政当局とそういうことを予算折衝で話されなかったのかどうか。その辺お聞きしておきます。ぜひ今後、60 万円といっても大きいと思いますけれども、公営住宅に入っている人方も何万円の補修とか結構あるのです。そういうことはどうなのかということです。職員のためにもそういうことをちゃんとやってあげたらいいかなとこう思います。

それと、73 ページです。教育費の諸費の関係ですが、ここで特別支援教育支援配置員学校支援本部事業、次のページの学力向上スポーツ、賃金合わせて 95 万 8,000 円減額しているのです。私、減額することがどうこうということは別にしても、そうであっても減額の理由は聞いても多分、答弁は私が考えていることと同じ答弁すると思いますけど。私が言いたいのは、これだけ町長も教育に力を入れるということで現場が非常に忙しい、多忙にかかわっているのです。そういう中でやっぱり学期ごとに学習計画を見直して、子供たちのために、せっかくなっている職員を有効に子供のために還元してあげるというような形で活用すべきではないかとこう思うのですが、その辺について学校の現場でどういう話し合いをされてきているのか。そういう意味です。

次に、79 ページ。中学校運動部活動地域連携再構築事業です。これは 9 月の補正で 407 万 7,000 円補正しているのです。それでこれだけ落ちています。このうちほとんど半分人件費ですけど。このときに、なぜ、これが落ちたのか。これだけの額が。まして 9 月で補正しているのです。それと、このとき私は、これだけの補助金を使ってやるからには、女子サッカーのこの補助金が終わっても継続性が保たれなければ意味がないとこう言ったら、そういうことをしますという答弁を受けていますけれども、その辺の部分の今後の継続性についてどういうふうに担保されていくのか伺います。

次に、81 ページです。体育施設指定管理費。これについては燃料費云々と言いましたけれども、この部分で多分、温水プールのボイラーの燃料のほうはかなり高騰していると思います。ということは、単価アップばかりではなくて、あそこのプールは非常に、今ちょっとよくなったのですけれども、12 月前後から年明けにかけて、水温、室内かなり温度が下がって、冬に来館して中に入っている人方からの苦情を非常に私も耳にしていますし、教育委員会にも届いていると思うのですけれども、そういう部分の現状をどう認識しているのかということです。この 442 万 5,000 円で、そういう改修がされていたのかどうか。もし、されていなければ、そういうボイラーの機能、性能、そして、これからも十分に機能を発揮できるのかどうか。そういう耐久性。その辺についてお聞きします。

それと、結構あそこは社員の方が交替でやっていますけれども、ここの指定管理者やる前はほとんど地元の人だったのですけれども、最近、結構、地元の雇用者が少ないのです。これは年度当初、議員の皆さんからもかなり質問されていますけれども、この辺、実態はどうなっているのか。そして、どういう指導をしているのかということでもあります。

それと、現在、利用人員、あるいは入館料が実際ふえているのかどうか。それについて伺います。

次に、83 ページです。職員等の人件費です。まず、1 点目。手当等について補正、増減上がってきていませんけれども、これらについては予算どおり執行できているのかどうかということです。

次に、24 年度中の職員の採用者と今年度中の退職者数はどういうふうになっているのか。それと、25 年度の新規採用は何名予定しているのか。

以上です。

○議長（山本浩平君） 全部で6点ほどあります。それでは、順次お願いします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 私のほうから繰出金の関係、減額の事情ということでお話をさせていただきますが、この後の下水の特別会計の補正のほうでも出てくるのですが、総額で4,663 万 1,000 円減額しております。これの見合いの部分の歳入部分としても、利息の部分を減額したわけでございますが、したがって、この一般会計でいうところの繰出金以外にも水道の会計のほうでいえば使用料ですか、そちらのほうからの減額分もあります。

また、国庫補助金の部分も事業清算に伴っての減額もあります。このようなことで減額しております。それで、この繰出金の元利の部分の公債費に充当している部分で1,200 万円程度の減額分もあるわけなのですが、ここについては基準内の繰り出しと基準外の繰り出し部分がありまして、基準外で補てんしていただいた部分から、この見合い分1,200 万円弱を差し引かせていただいているとご認識いただければと思っております。

それと、下水道会計の歳出の利息で減額している部分もあるのですが、ここの要因は、さきに元金の繰上償還、前期に一括で支払ってしまっていて、ここの部分で58 万円ほどの不要な利息分が発生しているので、そこは減額要因として出しています。

さらに23年度の借り入れの実績として、当初、予算を組んだときよりも少なく借り入れしていますので、そこでも利息の不用額発生していますので、この部分でも合わせて利息の軽減策としてカウントできる部分があります。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 町有住宅の維持管理費の60万円の減額についてでございます。これにつきましては、町有住宅ということでサンコーポラスが主なものでございます。それで、まだ新しいということもありまして、この分は減額できるのではないかという判断で減額させていただいたところでございますのでご理解をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 教育関係のご質問にお答えいたします。まず初めに73ページから75ページにかけての事業の減額の理由なのですが、特別支援教育支援員の配置事業で減額しておりますが、これにつきましては学校行事等における日数の減ということで減額をしております。

それから、学校支援地域本部事業についてであります。これについては事業開始時期の遅れということと、勤務時間数の減少ということもありまして、その勤務時間数の減というのは、ボランティアが自主活動によりコーディネーターの時間が減ったということで不用額が出たものであります。

また、学力向上サポート事業につきましては、これは24年度からの新たな事業なのですが、学校の受け入れ態勢を協議していたのですが、それが5月中旬にちょっとずれ込んだということで、それに伴う1カ月分強の不用額が出たということであります。

続きまして、79ページの運動部活の減額理由ということですが、運動部活につきましては、昨年の9月に407万7,000円の補正をかけたわけなのですが、これにつきましては文科省の新規事業ということで、白老町が手を挙げたところではありますが、まず、減額の理由といたしまして、大きなものが報償費の減額があります。これが約179万円あるのですが、これにつきましては、当初文科省のほうに事業の予備申請を上げていたのですが、そのときには、それで通っていた講習会等の謝金が、例えば1回につき30万円を見ていたとか、道内の外部指導者を10万円、これは相場をお聞きして予算を組んでいたわけなのですが、その後、文科省のほうで10月、11月ころになってから最終的に事業をつくるときに、例えば道外の外部指導者については30万円を10万円にしろと。それから、道内については10万円を2万円という規則ができて、それによって減額したものが179万円ほどあります。あと、同じく旅費につきましても、外部講習会の講師旅費、それから、外部指導者の旅費も同じく10万円程度見込んでいたものが7万円になりまして減額になったものであります。

また、あと賃借料で70万円の減額があるのですが、これにつきましては、対象は4中学校ということで事前に要望取って始めたわけなのですが、当初の要望では白老中学校、それから、萩野中学校、竹浦中学校もいたのですが、実際に予算通って事業を開始したところ、萩中、竹

中の生徒につきましては応募してこなかったということで、白中単独に実際はなりましたので、送迎のバス料金がいらなくなったということで大きく減額になっております。

また、継続性と今後ということについてであります。この事業につきましては24年度1年の全額補助による調査研究事業ということで、当初から次年度以降については補助金はありませんという話をしたと思うのですが、今回の調査事業によって、例えば単独の学校ではやっぱり部活の存続が難しいというのは確かに感じました。部活の練習につきましては、12回を3月まで予定していたのですが、なかなか単独校での部活の存続は人数も含めて難しいのかなど。それから、教員による女子サッカーという、その難しさも一つあると思います。それから、今回は外部指導者、白老のサッカー協会の協力、それから、北海道ノルディアという女子サッカーチームの協力も得ながらやっていたのですが、そういう外部指導者も必要だということ。それから、複数校になると、今度、中学校は2校になりますけど、複数校になりますと移動の問題等もあるということで、それともう1つが練習場所の確保が難しいということもわかりましたので、部活としていくのにはもう少し年数がかかるのかなど。ただ、近郊に女子のクラブチーム等もありますので、その辺を含めまして今後ちょっと検討していきたいと考えております。

続きまして、81ページの体育施設指定管理関係の燃料費のことです。燃料費につきましては、まず、体育施設の温水プールにつきましては、当初、指定管理委託費を積算するとき、管理基準値というものがあります。その中でA重油につきましては9万2,000リットルということで、これは24年度の予算組みをするときに22年度の実績に基づいて積算しているのですが、これで700万7,000円でありました。実際、今の単価が93円40銭ですので、それによって大体約180万円の単価差があると。まず一つ、その増があります。それともう一つは、燃料の使用量が9万2,000リットルから11万6,200リットルになりましたので、2万4,200リットルほど使う予定になっております。これによりまして大きく180万円くらい。それと総合体育館の燃料費もこれに入っているのですが、それが約70万円あります。合わせてこの額になっていますが、温水プールのほうにつきましては、平成2年にボイラーをつくっております。開館したときに設置しているのですが、昨年12月から、年数も経っていることでもあるのですが、12月、1月寒かったということもありまして、ボイラー機能、それから、熱交換器の低下が著しく、最低水温28度を切ると肺炎を起こすと言われておりますが、去年12月には28.2度から28.4度くらいの温度しかとれなかったということで、現在24時間の運転をして何とか保っている状態です。それで、先ほど2万4,200リットルの増となっております。ボイラーにつきましては、今後25年度の元金交付金等で可能であれば、ボイラーの改修等も要望していきたいと考えております。

また、町内の雇用の実態であります。23年までの白老町体育協会の中には夏が11名、それから、冬が8名で全員地元雇用でありました。都市総合開発に24年度から変わりまして、10名の職員でやっております。現在、そのうち5名が町内です。ただ、来年以降、苫小牧の2名を町内に変える予定ということと、あと1名の増を町内だと考えております。また、5名の町内のうち4人が体育協会からそのまま勤めたわけなのですが、そのほかの方について

も、例えば面接をしまして採用予定だったが町立病院へ行ったとか、あと、面接をされて辞退したとかという方が3名おります。そういう状況であります、今後は町内が7割、8割以上になっていくということで話をしております。

それから、利用人員と入館料です。まず、利用人員につきましては2月末現在になるのですが、23年度の利用人員が3万2,384人であります。それで、24年度、今年度につきましては、3月を一応見込みで入れますと大体3万3,500人程度ということで、1,000人ちょっとふえるという見込みであります。また、入館料につきましては、23年度が591万2,000円なのですが、24年度につきましては、3月分の見込みを入れなくて480万円ほどですので、昨年3月で60万円ほどの入館料がありますので、これを加えますと約40万円入館料減になっていると思います。ただ、それにつきましては、指定管理において教室等の自主事業をやっておりますので、自主事業について入館料を徴収しておりませんので、その減によるものと思われれます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） それでは、私のほうから。大きく2点ご質問ございました。まず1点目の職員等 person 費の中の職員手当について、減額補正がないということでのご質問だったかと思えます。これにつきましては、1月の末時点で今年度の決算見込みを出して減額補正をしております。それで、時間外勤務手当につきましては、あと2カ月残っているといたったようなことで不確定な要素もございましたことから、職員手当については手をつけていないと。ほかのものについては不用額整理といたったようなことで上げさせていただきました。

もう1点は、4月採用、それから、退職関係でございます。まず1つ目として、24年4月1日の採用人数はということですが、6名採用してございます。それと、今後の退職者数ということでございますが、24年4月2日以降、現在まで8名既に退職されております。それと、3月末の定年、自己都合含めた退職予定者については14名といたったようなことです。それと、25年4月1日の採用予定者はといたったようなご質問もございました。採用予定者については、さきにご説明申し上げました機構改革の中で含めて理事も招聘するといったようなことで、理事も含めて4名ということで予定しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 公共下水道の元利償還金の答弁ありましたけど、具体的にわからないのです。だから、1,200万円がどういう形で積み上げたらこうだということの質問なのです。なぜ質問したかというのは、多分、今の答弁を聞いても、確たる数字ではないと思います。ある程度のかみで予算計上していると思うのですけれども、こういう元利償還金というのはある程度わかるはずなのです。その中で約1,200万円がここに出てくるということは、私が言いたいのは、当初予算で精査していれば、これだけ財政厳しいのに、この1,200万円を町民サービスのために使えるのではないかと、こういうことを言いたいのです。ですから、元利償還金なんて台帳もあるし全部わかるはずなのです。なぜこういうことになっているのか。積み上げ

部分とその辺の部分の2点について伺います。

次に、地域連携再構築事業、これにつきまして、女子サッカーですけど。私が言っているのは、9月に話しているのは補助金あると。これは十分わかっています。事業やります。だけど、切れるでしょうと。その地域で各学校、地域のスポーツ団体、そういうことを育成、育てていかなければ意味ないでしょうと。そのための継続性はどうかと言ったのです。そうしたら、今になってかなり消極的な、補助金を消化するだけの事業みたいなのですけれども、その辺学校現場とか、そういう部分でどれだけの話が煮詰まって、理解されてやっていたのか。その辺を伺います。

それと、プールの関係ですけど、今聞くと、利用人数が減っているのではなかったのかな。それと、入館料が落ちていると。実際、そうしたら、業者を変えるときのかかなりの積極的な説明があったのですけれども、若干後退しているのかなと。逆に努力してもらわなければいけないと思うことと、入館料が減っているということは入場者が少ないということですから、これはやっぱり当初の目的に沿ってプールの利用促進を図る。基本的にはやっぱり水泳人口をふやすという、教育委員会としてのスポーツ行政の一環でそういう振興策をやっていないと、ただこの会社に任せてもだめだと思います。私は今水泳協会ですけれども、非常にプールの指定管理者がいろいろなことをやることによって、逆に町民がみずからそういう競技人口をふやすとか、愛好者をふやすということが後退されているような形なのだけど、その実態を押さえているかどうか。その辺について伺います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） お答えします。元利償還金が別に1,200万円減ったわけではなくて、いただいていた基準外の繰り出し分をいただかなくても使用料の部分で補てんすることができるといことで、繰出金を減らしていただいたという考え方でございます。

先ほど申し上げた50数万円減りますといった利息分の話なのですが、これは元金、毎年返す中で、前期と後期2回で返していた分を、ことに限って言えば前期で償還できる分を先に償還してしまっておりますので、後期分で発生するであろう58万円ばかりの利息が軽減策をとれたと、こういうこととございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 辻教育部長。

○教育部長（辻昌秀君） 中学校運動部活動事業調査研究事業でございますけれども、予算計上するときもご説明いたしますけれども、一応、調査研究事業ということで、まずは女子サッカーについての生徒等のニーズ、どのぐらいやりたい子がいるのかと、そういう部分も含めて事前に意向を確認しながら進めてきたということとございます。それで、実際参加した人員につきましては、中学生15名ということとございます。ただ、その中で3年生が7名、1、2年生が8名ということと、そういう形になってございますけれども、今後の部分についてはいろいろな課題は、先ほど課長がお答えしたようにございます。そういう部分では、今後の1年生の意向というものもありますけれども、学校とも協議はしてございますけれども、なかなかや

はり指導者の確保という部分で、今回は民間の外部の指導者を活用しながらやってきたと。そういう中では、現時点ではすぐ単独の部活動として存続させるというのはなかなか厳しいだろうということでございます。そういう面では今回いろいろやる中で当初の計画と違ってきている部分がございますけれども、それらについては一つの成果といたしますか、そういう課題という押さえの中で今後この女子サッカーをいかに普及させていくか。それは検討してまいりたいと考えてございます。

プールの関係につきましては、課長のほうからご説明いたします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） プールの入館者の関係ですが、先ほど私の長い説明で言い方が悪かったのかもしれませんが、23年度入館者につきましては3万2,384人、24年度見込みでいきますと3万3,500人ということで1,000人強の増になっております。これにつきまして、新しい指定管理者で、例えば大人水泳教室の開催ですとか、それから、子供の短期教室、夏休み、冬休み、春休みと。それから、あと、ポプリの通年利用。ポプリの園生の通年利用です。それから、Genキングしらおいへの水泳事業の委託等で入館者がふえている状況であるということです。

入館料につきましては、これも先ほどちょっと説明したと思うのですが、体育協会のときにはこういう事業、教室等を余りというか行っていなかったということが実態なのですが、今の指定管理者、都市総合開発に変わりました、先ほど言った教室がふえてきていると。それで、指定管理が行う事業については入館料が免除になりますので、人数がふえている分、入館料が逆に減っているということになるということです。もう少し説明しますと、委託をする場合については、基準管理費というのがあります、それにつきましては2,604万4,000円ということになっているのですが、これについては人件費と燃料費等が入っているわけなのです。ただ、使用料と利用料金等については、これに含まれていないわけなのです。ということは、自分たちで入館者をふやせば、その実施事業で、要するに自分たちの収益というか、その分をほかの事業にまた充てられるという形になりますので、自主事業をふやした分、入館料は減ったということです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） プールの関係ですけど、それであれば従来どおりやっていたほうがよかったということになりませんか。ということは、自主事業をやることによって入館料は取っているのですよね、指定管理者は。広報を見たら、入館料かかりますとやっています。だから、入館料はふえるはずなのに落ちているということと、今まで財政が厳しいからといって減額というか見直ししたときに、水泳協会とか体育協会が入っている団体の方が自分たちで子供たち相手にやるときに、講習料とかを全部取っていたのです。だから、収入ふえていたのです。だけど、今、指定管理者になると、そういう規定の中で講習料も取らないから、人がふえていても入館料は落ちるし、諸々の収入も減るということになってきているのではないですか。だから、逆に町民が一生懸命負担して入館料とか諸々の収入をふやしたのだけど、指定管理者

がやることによって、自分たちは、講習料は自分の懐に入ります、指定管理者は。今まで体協がやっても体協は取りませんから。そういう矛盾が出てきているのではないですか、現実には。ただ、だから今、課長が言ったように、入館者数は1,000人ぐらいふえているけど、入館料は落ちるということはどういうことなのかと思います。ふえなければいけないでしょう、逆に言えば。それが従前と今、指定管理者に任している運営の方法が矛盾というか、おかしくなっているのではないかと思うのですが。それ以上はもう3問目だから別の機会にやりますが、その辺はどうですか。もう少しやっぱりちゃんと整理してみたほうがいいのではないですか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 再度私の、また同じ答弁だと思うのですが、例えば体育協会が体育施設、野球場、総合体育館等、指定管理受けています。総合体育館で自主事業をやる時には、それは入館料というか、利用料金は取らない。要するに自主事業ですから。ということになっているわけなのです。だから、プールも都市総合開発によって変わったのではなくて、その前に体育協会がやっていたときも同じだったのです。仮に例えば入館料というか利用料金を取っても、結果的には管理費以外ですので、利用料金取っても自分たちで払って、結果的には自分たちの収入になるという、形は同じになるということなのです。ということで、昨年の指定管理の説明のときにその辺は説明していると思うのですが、私の説明不足でしょうか。

○議長（山本浩平君） よく理解できないところもあるようなので、もう一回許可いたします。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 1つだけ聞きます。指定管理者は自分の事業をやる時には入館料を取ります。そして、子供たちがやる時に週何回コースは幾ら、1,500円です、3,000円ですと取るのです。そうすると、今言っているように、指定管理者が主催しているから、利用の部分がふえるからふえたという話にならないと思います。そして、指定管理者がやったときは、体育協会がやっていたときより、そういう行事は減っていますから、体育協会とかいろいろ行事やっているから、入館料取っても町民みんな集めて行事をやって使用料はふえているのです。だけど、今の部分は、自分の事業の講習はやるけれども、町民のためのそういう体育協会から指導を受ける、町から言われて、そういう町民を相手にした水泳大会みたいなものというのはいないのです。そうすると、今課長が言ったこととちょっとそごを感じるのかなと思いますけど、それはここでそんなに議論しなくても、また後で話をしますから、そういうことだけ押さえておいてください。

○議長（山本浩平君） 辻教育部長。

○教育部長（辻 昌秀君） 基本的に指定管理の場合、ルールとしては指定管理者の自主事業については免除といえますか、そういうルールは一つある。これは以前とも変わらないと、このところはございます。ただ、その兼ね合いでのご質問ですけれども、実際、事業の中身として、主催する事業、講習会は多いけれども、そのほかの事業が減っているのではないかと。そういうご質問かと思っておりますので、ここの部分については内容を確認した中で、今後その対応について検討しなければならないものがあるとなれば、検討してまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、次に歳入に入ります。7ページから9ページまでの第2表 繰越明許費、第3表 債務負担行為補正、第4表 地方債補正について、質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ないようでございますので、次に入りたいと思います。10ページから31ページまでの歳入全般について。

4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。国有提供施設等所在町助成交付金なのですが、これはたしか去年も減ったような気がしているのですけれども、これは根拠がなくて減ることなのかどうか。その点、なぜ減ったかわかるのですか。それだけ。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） 国有提供施設等所在町助成交付金ですけれども、毎年減り続けていまして、ご存じのように、これは白老自衛隊の基地の固定資産税の見返りの分としていただいているものでございますけれども、国の予算の配分の中でいただくという形ですから、根拠が多分国の中ではあると思うのですけれども、全体的なその予算が減らされているという中で配分でございますので、こういう形で減ってきたのではないかなど。根拠までは承知していないということでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。普通固定資産税の場合は償却期間が終わったとかそういうことで減りますよね。それはわかるのです。ただ、全くつかみでくるのか。例えば、全く関係のない話だけれども、あそこで事故があるとかいろいろなことがあるわけです。そういうことが全然考慮されないのか。また、こういう理由で、ここが耐用年数なくなったから減るとかということがないと、国の予算が減ったからこっち減らしますと、それだったら市町村の固定資産税は一体何なのかとならないですか。そこら辺は聞いたら教えてくれないのですか。

○議長（山本浩平君） 岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） この部分のご質問でございますが、例えば施設が増築されたとか、改築されたというのは、民間と同じように一定の評価をされます。ですので、その部分で施設がどんどんふえるとか、改築、増築された場合は、民間の固定資産税と同じような評価は国が行っているということです。

それから、土地についても、その周辺の土地の評価、町で押さえていますから、それを提出して最終的に総務省が試算を出すという形になっていますので、全て向こう任せではなくて、こちらでもそういうデータを出しながら妥当な数値といいたいでしょうか、それぞれの施設改築があった場合は増額になってきますし、経年変化でだんだん下がってくる償却資産等があれば、それは下がってくるという部分でありますので、一方的な通知ではなくて、こちらからはデー

タをどんどん出しながら、やっぱりこの部分は10年、20年、30年、そういう部分は表になって出ていますから、その辺のチェックをしながら、私どもはデータを出しながら、最終の計算、計が出てきた結果は今課長言うように総体の予算の配分というのは原則なのですが、私どもも押さえた数字は申し入れして交付していただくという流れになってございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。それは理解できるのです。わかりました。ただ、そうであれば、逆に言えば、何も揚げ足を取るのではなくて、ずっと減っているということは、見積りの仕方、要するに予算計上の仕方に問題があるのではないですか。今まで毎年減っていくと。これは町が立てた予算、提出している資料に基づいて予算をつくったと。しかし、それは総務省かどうか知らないけど、そこで算定した結果下がりますと。それが毎年下がっているということになれば、過剰予算の見積りにならないですか。僕はそういうことを言っているわけです。何でそういうふうにデータがあって、データを出しながら予算組んでいるのに何で下がるのかなと。だから、国の言うとおりにただなっているだけではないのかなというふうに我々は思ってしまうわけです。そうすると逆に言えば、過剰予算の見積りにならないのですかということになってしまうのだけど、それは違いますか。

○議長（山本浩平君） 岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 施設と土地とございまして、土地は3年ごとの評価がえの年になってきますから、そこでの差というのはどうしても出てくる可能性はあります。これは白老町民の方も同じことであります。施設はやはり経年変化で償却の見積りというのはやっぱり下がっていくという部分がありますので、私どもの資産にはならないのですけど、一つの弾薬施設が20年経ったのと、25年経ったのという部分での押さえは当然してきますし、その評価額が最終的にトータルで幾らという押さえになっていくものですから、シビアな積み上げという形にはなかなかならないという点がございまして。決して過剰見積りで、あるいは交付される分が下がってきているという部分は多く見積もっているとか、少なく見積もっているとかそういう範囲では決してないということです。一定のルールの中での試算は私どもも出しますし、あとは総務省が全国のやっぱり全体の予算で防衛省から来る予算の中での配分というふうになっていきますから、ある程度は交付税とは性質は違うにしても、全体の中でのやりとりの中でこういう状況もあったということで捉えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 7番、西田でございます。まず、10ページの町税のところの法人税で2,700万円増えていますけれども、反対に12ページのところでは地方消費税が895万円減っていると。これは当然、白老町が購買力が低下しているからこういうふうな数字にはなったと思うのですけれども、やはりこういう消費税が減ってきているということは一つ、計算的なものの考え方というのですか、これからどういうふうになっていくのだろう。10ページのところの町民税も実際に減っていますし、そういうところを見ていったときに実際にこれの数字というのは、国からこうやってきた計算方法かどうかよくわかりませんが、こういう仕組みとい

うのですか、こういうふうな形で減らされましたと、大体このくらいパーセント減ったからこの数字なのですというのが、もし、わかればわかりやすく説明してほしいなというのが1つ。

それと、法人税が2,700万円ふえていますけれども、ふえているということは景気がよかったということですね。そう思うのです。ですから、景気がよかったというか、法人税がふえた要因というのですか、そういうようなものをどのように押さえておられるのか。その辺もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） まず、地方消費税交付金については、消費税5%を皆さん今払っていますけれども、そのうち約1%地方に交付されます。ですから、北海道的にやはり今の経済の冷え込みの中で、消費が落ち込んでいる中で、全体的な購買力が落ちることによって、当然、末端の市町村に下りてくる消費税が少なくなっているというのが捉え方としてあります。ただ、積算の根拠は全く示されませんので、町村にです。これは全体的な状況の中で見極めていくしかないのかなと思います。

それともう一点です。法人町民税の増額については、中身を見ると、やはり本州に本店を置いている会社の業績が主に伸びております。町内に本店を持つ、町内の皆さんの法人の所得割で伸びているのは、一部はございます。一定業種ございますけれども、トータルとしてみれば、やはり、本州方面に本店を持っていて、白老町内に支店を持っている大企業と言われる企業が毎年のように所得割が出ていうことで全体的には伸びて、ただ、この2,000数百万円のうち、1カ所ちょっと大きいところがございまして、1社、その伸びが非常に大きいものですから、全体的にいうと2,000数百万円ですけれども、1社で1,000万円ほど伸びているという業者がありますので、全体的な底上げになっているかというのはちょっと難しいのではないかなと捉えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 歳入の25ページ、町有地売払収入で伺います。先般の議案説明の中で1件だけ110何万円ほどの売り上げだけと言いましたけど、トータル的に予算では2,000万円見ていたと思いますけれども、その部分の額と、なぜ、売れなかったのか。どういう背景で売れないのか。そして、これが売れないことによって24年度の財政の歳入欠陥にも影響を与えていると思いますけど、その辺を伺います。

それと、町有地は少しでも多く売り払うべきだと私は思います。それで、次、伺いますけど、虎杖中の近いところに町有地があるはずなのです。そこに町が所有している泉源があるはずなのです。今掘削したときの管理、どのような状況になっているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 石井会計課長。

○会計課長（石井和彦君） ただいまの前田議員の質問でございしますが、当初予算では3,000万円予算を計上してございます。売れたのは117万7,218円、1件でございします。これにつきましては、もともと町有地を住宅地として貸し付けておりましたところの売り払いがあったという状況でございします。それ以外については、業者等からの問い合わせ等もございしますけれども、

なかなか売り上げにはつながっていないという現状でございます。

以上でございます。

〔その理由、何で売り上げにならないのかという
ことです〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 石井会計課長。

○会計課長（石井和彦君） そちら辺につきましては、いろいろと地域の経済の状況もあろうかと思えますけれども、こちらのほうといたしましては、業者等にはいろいろとこういうところがありますとか、こういう町有地がありますというふうにはPR等宣伝はしておりますけれども、なかなかそれが売り上げにつながっていないというのが現状になってございます。

虎杖浜の泉源につきましては、詳しい資料がございませんので、もうちょっと調べてご説明したいと思えます。

○議長（山本浩平君） 岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 歳入財源ということで町有地売り払い、この部分を3,000万円見込んでおりました。この部分が売れなくて、今回、歳入でこの分が歳入不足になったという部分は、町財政としては影響ないとは言えません。この部分が売れなかったという部分がございます。ただ、トータルでは先ほどもご質問あったとおり、ちょっと法人税が伸びたとか多少デコボコありますけれども、この部分を捉えて影響はというふうなご質問があれば、影響があったというふうなことで捉えてございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 虎杖中に近い源泉あるかどうかと聞いたのは、わからないと、調査すると言っていますけれども、多分あそこにあるはずなのです。私知っています。しかし、あそこは最近ボーリング調査しているはずなのです。これは何を目的として調査して、年度末です。調査にかかった費用は誰が負担して、今予算に計上していませんけど、どういう処理をしようとして、今後何を目的にあそこのボーリング調査をしているのか。その辺をまず伺います。

○議長（山本浩平君） 小関産業経済課長。

○産業経済課長（小関雄司君） 虎杖中の近くの源泉の管理ということなのですが、あそこで今温泉のボーリング調査、既存の泉源なのですが、そちらの部分の調査ということで、虎杖中の利活用ということで企業があそこを利用されると。そういった中で、グラウンドでできれば足湯ですとか、そういうものをハーブガーデンの中に設置したいというお話がありまして、それをもとに近くにある町有地の中に泉源の箇所がありますので、そちらのほうを実際に対応できるほどの温度の温泉が出るかどうかといった部分を、今、うちのほうで調査かけているといった部分でございます。調査費は予備費のほうで対応させていただいております。税を入れて51万4,500円で調査をかけております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） しかし、これは町民の財産です。非常に大事なものを予備費から出

す、議会は何もわからないのです。町民の財産をなぜそういう水面下でやらなければいけないのですか。それなら、ちゃんと堂々と補正予算に上げて、皆さんに公開して審議してもらったらどうですか。町民の財産をこんな形で、まして予備費、何も知らない。そして、企業に使わせる。今はもう地域全体だってお湯が枯渇しているとか、それをもとにして観光振興、営業活動しているわけです。これをただ今まで使わなくて、出るか、出ないか調査する。これは非常に町民も議会も愚弄しているのではないですか。これは町民の財産です。それをなぜこういう形で。多分、町長の決裁下りているのでしょうか。そうですよね。町長の考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） これにつきましては、課長のほうからのご答弁申し上げましたとおり、虎杖中学校の跡地利用ということで、いろいろな構想段階で町民の方にも説明をしている段階でございます。そういう中で温泉の利活用という部分の構想がございまして、その辺につきまして、実際、活用できるのかどうなのかという部分のお話がございまして、これにつきましては町としても誘致を確実にするという部分と、やはり誠意ある対応を示さなければならないという部分もございまして、今回、即、対応をさせていただいたということでございます。ただ、そこにつきましては、必ずしも企業さんのほうにというような具体的な話は全然いっておりませんで、休止状態ということで私も聞いてございましたけど、実際そこに温泉が出るのか、出ないのかという部分につきましては、これは財産管理上、必要な行為というふうに考えてございますので、今回、実際に温泉が出るのか、出ないのかという部分で確認をさせていただくということで、今回このような対応をさせていただいたということでございます。

○議長（山本浩平君） 保留だったものですから、もう一回いいです。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 温泉を使えるかどうかが必要だからやりますと。そうしたら、いつ何年に掘削したのですか、今まで投げておいて。それならもっと地元活用とかできるはずでしょう。この温泉を。この温泉によって誘致できるわけでしょう。そういう取ってつけたような理由とか、企業に誠意あることを示す、これは別な形で私も十分理解できます。しかし、そこまで企業誘致するときに、虎杖浜の町民の説明会開いてもこの話は一切出ていない。今降って湧いたような話にそういう理由をつける自体がおかしい。まして予備費です。そこを利活用したい。こうしたいというのなら補正で上げればいいのです。3月でも7月でも。堂々と議論したらどうですか。なぜ予備費から上げなければいけないようなことになるのですか。そこです。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 今回、泉源が実際に価値のあるものかどうかという部分を確認するために対応させていただいたという部分でございまして、これについては取ってつけたようにというお話もございましたが、確かに今回、企業さんのほうでそういう温泉の利活用という構想もある中において、町としても対応したということでございまして、これについてはご理解いただきたいと思っております。

それともう一つ、予備費を活用したという部分につきましては、予備費の性格でございまして

けど、これはいわゆる議会に、補正予算にかけるいとまがないというようなことが大前提というふうに私も認識してございますが、この辺につきましても、今回のこの11号補正の締め切りには間に合わなかったという部分もございまして、それと、今回、掘削調査をやるに当たっても、業者さんに電話して、すぐやっていただけるというような状況ではございません。やはりいろいろな手続きも踏んだ中でやらなければならないということで、それについても多少の時間がかかるという中において、これは先ほど申しましたとおり、企業誘致の絡みで相手企業さんのほうにも誠意を示すということで、素早く対応させていただきたいということで、今回、予備費を活用させていただきました。

○議長（山本浩平君） 答弁漏れがあれば聞いても構いませんけど、一応これで終わりです。
13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今大黒部長が言った最後の理由からいうと、そうしたら、なぜ事前に議会に上げられなかったのかということですか。詭弁です、今のは。そういう部分の本質を私は聞いているのです。財政上予備費つけるのは当たり前です。だけど、ものの本質によってどうかという財政運営上の問題が出てくるのではないですか。それと、企業誘致はそちらに置いて、財産管理云々ということであれば、予備費で対応しても当たり前だと、そういう姿勢が私は町民の財産を扱う行政の立場としていいのかということを知りたいです。そういう支出したことに正当性をつけるような理由ばかり言わないで、その辺どうですかということを知りたいです。これで終わります。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 先ほどの答弁とちょっとダブるところはあるかもしれませんが、予備費を使うことに対して、これが当然だということではございません。もちろん、必要な部分につきましては補正予算できちんと提案させていただくというのが原則でございます。ただ、これにつきまして先ほど申しましたとおり、今回のこの補正の提出には間に合わなかったというようなことで対応させていただいたということでございましてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。
休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。
ほか質問のございます方どうぞ。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。前田議員のご質問に関連するのですが、前田議員、大変まだ理解していないようですから。私も急な話できちんとまとまっていないのですが、とりあえず、先ほどから聞いていて、利活用のために今調査しているのだったら、お湯が出ないとすれば、うまくいかなかったとすれば、これは51万円というあれは闇の中で終わったのです

ね。今、議会の中で言ったから出たのですが、これがもしうまくお湯が出なかったら闇の中で終わった。やはり、こういう議会と行政の関係は、私は変だなと思うのです。おかしいと思う。いつもそう思っているのです。

それから、あそこのボーリングはたしか地崎工業のボーリングだと思います。それで、あのボーリングは地崎があそこを整地して温泉団地としての予定だったのですが、バブルがはじける終わり頃だったものですからかなわなかったのです。白老町は栗山町でたしか185町歩か、168町歩か、このぐらいの土地と浅利義一さんがいろいろ絡んでくるのですが、そういうことで鶴川農協に債務を請求されて、払うのに、最後の最後、百条調査までして議会をやった経緯の中で、地崎から等価交換した土地なのです。たしかあそこに泉源3本ぐらいあるはずですが、1本ではなく3本ぐらい。だけど地崎がやめたものだからこういう形になったのですが、今白老のまちでたしか泉源は148本かな。はっきりしないのですがそれぐらいあると思います。

それから、その中の配泉、これは確か28本あると思います。今、確か湯が出て活用しているのが110本だと。これは何年か前の話です。ですから、今もっと減っているかもしれませんが。そういうことで私はそのぐらいまでは知っていたのですが、今、あそこの中学校跡地の問題でこういうことになっているのですが、今、まちは何のために掘っているのか。はっきり何のために掘っているのか。それから、どれほどの価値があるのか。あの泉源が、もしお湯が有効に使えるならば、どれほどの価値になるのか。まずこの点をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 2点のご質問でございます。まず、1点目の今回の泉源掘削の理由でございます。これにつきましては、今回、虎杖中学校跡地に進出予定の企業さんのほうに構想の中で温泉を活用したいというお話がございまして、その関係で今回の近隣にある町の泉源について、これが実際は使えるのか、使えないのか、価値があるのかどうなのかという部分を調査するために今回対応させていただいたということでございます。

2点目の価値があればどうなのかということでございますが、この辺につきましてはまだ具体的に、実際出た段階でどうなのかという部分については、企業さんのほうとはまだ具体的に話をしてございませんが、今回の誘致に当たってもなるべく配慮した形で、実際この泉源を有効活用していただけるようなことで話は進めたいなというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） そのとおりだと思います。それで私、先ほど言った白老の泉源、148本くらいあるとこう言いました。それで今、白老の泉源はもうネットかぶせて新規ボーリングはできないのです。ですから、この跡地は、これはボーリングさえ掘ればできます。1億円ぐらいかければできるはずですが、今。ですから、そういう貴重な泉源です。跡地あれば復元できるわけですから、ネットかぶっているから権利さえあれば掘れるわけなのです。ですから、私は、そういうものがあるのであれば、やはり企業誘致のときに明らかに泉源も含めてどうなのという、ここから始めなければ、始めるべきだと思うのです。

それから、出なかったらおそらく二束三文でやるのだろうけれども、白老のこの泉源の価値

というのは、私は、もうネットかぶせて掘れないわけですから、虎杖浜地区にとっても、虎杖浜の温泉地区にとっても、それから、温泉を利用して集客している、営業している方にとっても、私は非常に大事な価値のある資源だと思うのです。そういうことからいくと、やはりこういうものは慎重に、そして、町民の財産ですから、町長のポケットマネーでやるようなものと違うのです。しかも、財政がこういう厳しい中で50万円という金だって、今貯金1,000万円しかないと言っているのです。この間除雪したからもうなくなったでしょう。50万円の金がどれだけの価値あるのですか、町民にとって、行政にとって。ですから、こういうものを明らかにして、そして、町民の皆さんに、それから、議会の皆さんに、それから、もっと大事なのは、あの地区の温泉を利用している、活用している皆さんにやはりそういう報告は、私はきちんとしてやるべきものだところ思うのです。町長、やるのは町長なのです。町長の決断なのです。ですから、町長、その泉源を今後どのような、ただ出れば売るという考え方なのか、そのためにしているのかどうか。それから、それが出たことによって、あの地域の、虎杖浜温泉です、この地域の温泉の皆さんにきちん説明をしてからやるべきだし。こういうことをまず一つ伺っておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 松田議員のご質問ですが、まず、企業誘致に関しまして、まちのため、町民のためになる企業誘致をもちろんやっているわけですが、まちのためになるために来ていただく企業に対してどれほどまちのPRができるかという中の一つの手法として、今の足湯を使った施設の話がありました。今の段階では、温泉の泉源が使えるか、使えないのかもわからない中で相手の企業に対してPRは、今のところ温泉というPRはできないものですから、ここにまず調査をかけて、どのぐらいの湯量があるのか、温度があるのかも含めてこちらからご提示できる調査をしているところでもあります。問題は、虎杖浜地区、そして、白老町のためになるのかということなのですが、企業だけのためにやるとその企業だけのものではありますが、この温泉を利用して虎杖浜地区に観光客が来るとか、その企業だけではなく、いろいろな効果がまちのためにあるだろうという判断の中でそのときは前に進めることであって、今松田議員おっしゃるとおりに、まちのためになるのであれば町の財産をまちのために使うという大きな観点と、企業誘致をする中で企業に白老に来てもらう手法の一つとしても考えられると思います。それで、今の段階では50万円は本当に大切なお金です。この50万円が生きるか死ぬかは、今後この調査によって価値が決まるわけですが、本当にもしかしたら、何十年も使っていないものですから価値がないかもしれないです。先ほど予備費の話も出しましたが、ここはスピード感を持って相手の会社に説明をしたいという思いから、今、調査をして、できるだけ早くその調査の結果を企業にもお示しして、どういう活用方法かは虎杖浜の住民にも十分にお示しをさせていただきたいと思っておりますし、議会のほうにもまたいろいろな議論をさせていただきたいという思いであります。

○議長（山本浩平君） ほか歳入全般についてございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 次にまいります。歳入及び歳出全般について、質疑漏れがございましたらどうぞ。

4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今の件で、やっぱりこれは、僕は金額だとか結果の問題ではないのです。町が本当に今のようなことで、企業誘致を含めて進めるのですか、これから。ここで今、議論するということは相手の企業に甚だ迷惑かかると思いませんか。どうしてそうなったかというその原因は何ですか。金額とかそういう問題ではないのです。町側は議会側を信頼していないと言われても仕方がないのではないのですか。時間のいとまがないとおっしゃいました。足湯の話は全員協議会で出ていました。そのとき企業側は、なぜ足湯を使うと言ったのですか。それで時間にいとまがないということになりますか。私の記憶では、例えば予備費を運用するときに、昔は監査まで来て本当にこれが予備費の使い方としていいかどうかという相談をしたような事実がありました。だから、金額の問題とかそんなことを言っているのではないのです。姿勢の問題なのです、企業誘致に対する。どうしてこれで相手のためになるのですか、出なかったら、それで終わりですか、同僚議員も言っていましたけど。出なかったら、予備費で出して終わりなのですか。何もわからないで。そういうことをやろうとしているというふうに議会側が取っても仕方がないのではないのですか。何も考えていることが悪いなんて誰も言っていないのです。そんなことではないのです。その町の姿勢がどうなのかということなのです。本当に企業のためにやるというのはそういうことなのですか。まず、そのところをきちんと答弁してください。本当に全員協議会のときにも足湯、その前にも図面で足湯つくるとなっていて、そのとき温泉はどこから持ってくるのですか。相手が勝手に掘るなら掘ってもらったほうがいいのではないかとならないですか。そうではなくて、こういうふうにすれば企業誘致ができるから、皆さん頑張って企業誘致のためにやりましょうと。これなら話わかります。そこにどうして問題があると思わないのですか。やっている行為が正しくて、それが金額が少ないし、それでいけばいいというそういう考えなのですか。なぜ、予備費でやるのか。そこだけきちんとして。本当に間に合わなかったのですか。そうしたら、その前に言っていた全員協議会での説明は一体何だったのですか。そこをはっきりしてください。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 大淵議員のおっしゃるとおり、確かに足湯という構想はございましたし、その部分の絵も作成して説明をさせていただいております。そういった中で私どものほうにおきまして、実際に温泉をどのような形でどこから泉源を持ってきて、どのようなルートでそれを活用するのかという部分については、大変申しわけございませんがそこまでの考えには及びませんで、実際その辺の具体的な話というのは企業さんともしていなかった状況でございます。本来であれば、その時点で私どももその辺に対してきちんと精力的にその部分もかかわって、実際、事を進めて調査をかけるということが必要だったというふうに深く反省してございますが、その辺をちょっと怠ったために逆に企業さんからの申し出に対して素早く行動をとらざるを得なかったという部分が今回の対応でございます。その辺につきましては、

今後このようなことのないよう議会の皆様にも、議員の皆様にもご相談させていただきながら、これからも進めたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 執行の仕方といいますか、そういう中での手法ではなくて、姿勢の問題を今問われました。確かに事務事業を執行する中で想定される事務事業をいかにどのタイミングで予算つけるかというのがこちらのほうの姿勢というふうに当然見られます。私どももそういう想定できる部分につきまして予算づけをお願いするというような姿勢で、いわゆる企業誘致にしても他の事業にしても、こういうような目的で、こういうような内容でということ予算づけはこれからも十分考慮した中で予算づけをお願いしたいというふうに思っています。

もう1点は、今回、予備費を使わせていただきました。先ほどの説明らい、予備費の活用ということでは緊急性が伴うとき、こちらの判断で予備費を使わせてもらっております。そのことがいいかどうかは別にしまし、速やかな対応というようなことで事業執行させてもらって、私どもも現課から上がってきたときには、やはり速やかに対応しましょうというような判断で指示を出しています。そういうことでこれは法的にどうのこうのではなくて、ルール上の話で予備費をこういう形でというのは内容等を含めて十分自分の中で事業内容、それから、額のこと当然出てきますけれども、そういうことを含めて議会のほうにも運用といいますか、そこら辺については今後、議会のほうとも協議させてもらいたいというふうに思っています。何でも執行権の中で予備費を使うということではなくて、こういうような事業に活用させてもらうというのは、法的には何もないですけれども、ルール上の中で運用をさせてもらいたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。私は、何でもかんでもみんな議会に相談してなんて言っているのではないのです。そんなことを言っているのではないのです。だけど、これは答弁、初めのことはいいけど、例えば、バイオマスの0.35の問題、港の50億の問題、全部出てからです。そこが今、一番、白老の財政でどうすればいいかという一番緊急なところなのです。僕が言っているのは、50万円だからいいとか、悪いとかそんなことではないのです。姿勢の問題なのです。そういうことを議会に言わないことが結果としてマイナスに全部働くでしょう、現実的に。この議論を聞いて、それでは白老に企業が来たいと思いますか。だから、やめろと言うのですか。違うでしょう。こういうことをきちんと議論した上で、ぜひ、来てくださいというのが町の姿勢です。

大黒部長、白老の町の業者がそういうことになって温泉使うとなったら、調査しますか。町長、できますか、そんなこと。企業誘致だからやるのでしょうか。そうしたら、そのためにやるということはどれだけ大きいかということです。わかりますか。町民にはやらないことをほかの人にはやるのです。議会が見るとき、同じではないと見るのですか。こちらは企業だから仕方ないと見るのですか。そうしたら白老町だめになってしまいます。だから、私、言っている

のは、本当に重要なことというのはきちんと議会と相談してやるべきだということなのです。金額ではないのです。そこところが、もし、その50万円は大したことない事業だと思ったら、企業はそこを見たら来ないです。そういうことになりませんか。僕が言っているのは、そういうことをきちんと議会と相談してやるべき中身のものでしょう、中身が。そういう姿勢の問題を言っているのです。その姿勢の問題で、今、副町長から答弁あったけど、本当に民間目線でいったときに、町長、そういうことをきちんと交通整理をするのが町長の仕事なのです。役場の体質だったら、その体質にきちんと立ち向かっていくのが民間から出た町長の姿勢なのです。怒らなければだめなのです、そういうとき。やったらだめならだめだと。そういう立場に立って、何も役場の職員がやっていることはみんな間違っているなんて言っているのではないのです、私が言っているのは。だけど、そういうときにやれるのは誰のですか。町長なのです。民間から出ている。だから、民間から出ていると言うのです。それができなかつたら同じです、はっきり言えば。そこのところどうですか。本当に金額ではなくて、議会に相談しなければだめなことはきちんと相談させるという姿勢。わかったことによって信頼関係、またこれで車の両輪でなくなるのです。何度も私言ったでしょう、このこと。そこだけ、町長どう思いますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 正直に申し上げますと、ちょっと難しい問題であります。今民間の感覚のお話をされましたが、私の感覚では、議会軽視ではありませんがスピード感を持って企業誘致のほうが優先に取らせていただいたというのが率直な思いでございます。ただ、大淵議員が今、おっしゃっていることは十分に理解をしておりますので、私もまだ経験が足りないのかなと自分で思っておりますので、この辺の判断をきちんとした中でまた進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 町長から答弁もらった後に余り言うというのも何かと思いますけれども、企業誘致が重要ではないなんて、私、思っておりません。ただ、それをうまく進めるため、本当に町民のためにやろうとしたら、議会と一致して、町民の皆さんと一致してやらなかったらうまくいきません。はっきりしています。スピード感を持ってやるのはいいです。スピード感持ってやるのは、全てのことにに対してスピード感持たなければだめです。企業誘致だけが予備費使ってやってもいいなんていうことにはなりません。そのために議会というものはあります。ですから、この点だけは、私は、何度もこういうことがあるのです、現実的に何度もあるわけです。それでは、これはどうするのですかということになるのです。結論どうするのですかと。バイオマスも港のコンベアの問題もみんなそうです。早くわかっていたら、もっと違った打つ手があったかもしれないのです。だから、そういうことが今後、絶対にないように取り組んでください。それだけは言っておきます。答弁いりません。

○議長（山本浩平君） それでは、歳入及び歳出全般について、質疑漏れがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第11号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2号 平成24年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第2号 平成24年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第2号 平成24年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度白老町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,056万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,978万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月27日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成24年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 3号 平成24年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第3号 平成24年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第3号 平成24年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,064万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,569万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月27日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成24年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 4号 平成24年度白老町公共下水道事業特別会計
補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第4号 平成24年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議4-1でございます。議案第4号 平成24年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,663万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,704万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 11ページの処理場管理費の中で、クボタ環境サービスに下水処理場の管理を委託していますが、その中で、前回も聞いたのですけれども、そのクボタ環境サービスに委託している人員と働いている人の身分がどういうふうになっているかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 委託先の人員でございますが、今現在9名で活動しております。

す。身分については、職員が8名、残り1名が臨時職員というふうになっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） これはクボタの社員ということですか。クボタ環境サービスの社員ということで、よそから囑託だとか、人材派遣とか、そういう部分ではないですね。そこをはっきりさせてください。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） クボタの社員が8名ということでございます。

○議長（山本浩平君） ほか質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成24年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 5号 平成24年度白老町港湾機能施設整備事業特別 会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第5号 平成24年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議5-1でございます。議案第5号 平成24年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ528万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,560万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

3番、斎藤征信議員。

○3番(斎藤征信君) 斎藤でございます。9ページ、この490万円の減なのですが、上屋使用料を3割カットしたということでの不足分をこの会計から出すという形になっているわけですが、これは平成13年、本体が約7億1,000万円かかった、経費を入れて9億7,000万円というふうに思っているのですが、それを20年償還で45年かかって、その利用料でちょうどペイするという形でこの計画でいったのです。あの上屋を建てたときに10%のオープンスペースをつくっておいて、あとは製紙会社に使ってもらおうと。もしその10%のほかの企業の利用がない場合には、全部それは製紙会社で持つという約束でやった。それがこの45年間でちょうどペイするという形になっていたはずなのです。そういう約束の中で始まったものが、何で3割減になったのかということがどう考えてもわからない。その分を公共上屋ですから足りなくなれば、必ず町が負担しなければならないということは当然のことになる。それが今度はどんどん縮小していくと、町の持ち出しがどんどん多くなるという計算になってしまいます。そういう形でこれが、あれから何年たつのですか、13年ですから、まだ12年ぐらいしかたっていないです。これから先の長い話なのに、今もうこの12年の間にもう不足分を生じているというのは、そのときの契約がどうだったのかということに疑問を持ってしまうわけです。契約があったのか、なかったのか。どうなっていたのか。そのあたり説明をしてもらわないとこの減額というのは納得いかないというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○議長(山本浩平君) 赤城港湾室長。

○港湾室長(赤城雅也君) お答えします。まず、約束があったのかということなのですが、斎藤議員がおっしゃったのは、それは上屋の料金を決める際の計算方法でありまして、専用で90%見て、一般で10%を見て、それで、上屋の520.8円というのを出した計算上の話です。あくまで公共の上屋ですので、契約というものはございません。毎年、半年ごとの契約となっております。

以上です。

○議長(山本浩平君) 3番、斎藤征信議員。

○3番(斎藤征信君) その当時の契約があったか、なかったかということは、中身については詳しいことはよく理解していませんけれども、その説明されるとおりだとしても、あの時点で100%企業が持ちますという話はずっとあったはずですが、ただ、それがなぜ、今の段階で

3割減という話が出てきているのか。その理由というのがあるはずだと思うし、100%見ますと言ったのが、それでは、それは約束でも何でもなかったという、我々は完全にそういうふうにいるのです。ほかの議員さんもそうではないかと思うのですけれども、100%企業のほうで持ちますから大丈夫ですという話は何回もあったはずです。それなのに今になって、いや、これはそういう半年の契約で、企業が景気悪くなって使わなくなったら、いつでも町が持ち出さなければならないのだというそういう論理というのは今だかつて聞いたことはなかった。それがどうして今になってそういうふうになるのか、それが理解できない。そういうことです。

○議長（山本浩平君） 高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） ご存じのとおり、上屋は非常に建設費がかかったものでございます。ですから、当然、ああいうものを建てる時は建てた後の、借金で建てますから元利償還金が生じます。そういったものはどうやって返すのかと、そういう見通しのもと建てるということで、その時やはり議会の同意、それから、町民の皆さん方の同意を得るためには、理解を得るためにはそれ相当の使うという確率、予想、それが絶対必要なはずだったと思うのです、当時は。それで、そのときの根拠としては、当時の町内の業者、そこが大口の業者が使っていただけ、だから、将来にわたって大丈夫ですと。そして、なおかつ公共だから10%くらいはほかの人が使うことも見込まれますということで、そういった中で試算して建設をしたところでございます。そういった部分では、約束という部分、これはもう本当に暗黙の了解と申しますか、そこを町が信じて見通しを立てて、そして、建設をした。ですから、その部分、齋藤議員が今おっしゃりたい部分は、多分その見通しの甘さ、その部分だと思うのです。その部分については、やはり相手が民間企業というのもございます。ですから、その企業がしっかりと収益を上げる中では、生産したもの、そういったものを運搬するコストだとか、そういったものを加味した中でその流通の形態が変わると、時間において変わると、そういったことを加味するとそういうこともあり得ると。そういった中で今回30%も減してしまったということでございます。そういった部分については、当然、公共上屋ですから、町としてはその企業に対してはもう少し使ってくださいよとか、あるいは、ほかの企業にも、町内企業あるいは企業誘致の一つのアイテムとして多方面にわたって多角的に使用率を上げるためのPR、これは絶対なくてはならないと思います。そうでなければ、今、齋藤議員のご指摘のとおり、見通しの部分についてはやはり町の責任ですから、そこはもうしっかりとやっていかななくてはならないと。今そういうところに町の立場が置かれているということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 3番、齋藤征信議員。

○3番（齋藤征信君） 公共上屋というのは企業が相手ですから、企業の浮き沈み、業績の好況なとき、不振なとき、いろいろあって、そういう波があるということはよく理解できるのです。ただ、今まで、ついこの前までそこは使っていた。今も使っている。それが100%かどうかはわからないけれども、ほぼ100%に近い形で使っていると私はずっと聞いていたような気

がするのです。それがなぜ、今、3割方空いているということになるのかどうなのか。3割方空いたから、これは満度にもらっているけれども、これはどうしてもこの部分は町の負担になるという話ならわかるけれども、3割方空いているとは聞いていないのです。だから、その分、企業が責任を持たなくてもいいという論理だったら、それはそれとしてしようがないのかもしれないけれども。そう言われてしまうと、検討するときにだまされたかなという感じがどうしても起きてしまうのです。そんな中で今の倉庫の現状というのは、本当に3割方空いたから3割減になったのかどうなのか。そのあたりどういうことになるのですか。

○議長（山本浩平君） 高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 企業と契約するとき、先ほどうちの室長が言ったように半年契約なのです。半年にこれだけの面積を使いますという契約をします。そのとき、その契約の部分が100%に使われようが、使われまいだろうが、それは契約があるから、それは満額いただきます。ただ、今回の場合は、その半年ごとの次の契約の中で、もうそこは使いませんといった部分で30%減になったという形でございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 今の件にもかかわってなのですけれども、1点だけです。上屋の使用料の件だったので、今までの経緯については理解しました。ただ、今後、第3商港区の暫定供用も始まる中で、今、この公共上屋の使用料が減っているのはやっぱり紙の移出の取扱高が最盛期と比べたら相当数落ち込んでいるという実態によるものだというふうに理解していて、それは確かに会社ですから、それが苫小牧港のほうで移出されているという実態もあるようですけれども、今後、第3商港区の暫定供用に当たって、例えばRORO船だとか、もっと横積みしなくてもよくなる、そういった形でのポートセールスとの関係で、この上屋の使用というのが、また以前のようにある程度もっと活性化していけるという見通しや進捗、協議やポートセールス、そのあたりというのは見えるものなのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾室長。

○港湾室長（赤城雅也君） 現実にポートセールスはしております。ただ、それがまだ利用に至っていないというのが現実でございます。それと、RORO船ですが、RORO船うちのほうでポートセールスして、何とか入れてほしいと要請しております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） これで終わりにします。現状はわかっているというか、おっしゃるとおりだなと思ってはいます。ただ、やっぱり今回、第3商港区でほかにチップだとかその後もっと大きな問題も抱える中で、ただ目の前にある、単純になぜ苫小牧のほうから移出していくかという問題については、私が聞いている範囲では、やっぱり白老からの荷役では横積みしなければいけないと。だけど、あちらの苫小牧港に至ってはフェリーに一発でトレーラーごと入れられると。そういった部分でかなりコスト面下がるのだと。ただ、当然、苫小牧港までの輸送料だとかそういったことも全部加味されます。白老港でもしそれができるとすれば、当然そちらが安くなるという考え、単純な考えですけどそうなります。なので、やはりこれは一刻も

早く進めるべきだというふうに。これは共通理解している部分だとは思うのですが、強く考えていますがいかがですか。

○議長（山本浩平君） 高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 今紙の需要が非常に落ち込んで、生産量自体が非常に落ち込んでいる。そして、なおかつ単価が落ちているといったことで、量的な部分、それから、単価が落ちているという、そこでよりコスト削減、ここの部分がシビアになってきている。そういった現状で白老港から製品の移出が今とまっているという状態でございます。RORO船の場合、うちがRORO船を誘致する。このことも大事なことだと思うのです。うちからわざわざ苫小牧港まで走って行ってシャシーで積み込んでというより、うちのところから積んでもらったほうがずっと楽です。一方では、RORO船を活発に入れると今度は上屋が必要なくなってくるという、そういうようなことも出てきます。そういったことを加味しながら、荷物を扱う荷主さん、それから、船会社、仲介の人たち、こういう人たちの情報をしっかりつかまえてセールスすることによってどういうものを上屋で活用させられるか。あるいは、RORO船で持って行かれているものをどうやってここで来てもらうか。やっぱり船がここに着いてもらわなくてははいけませんから、そこでは荷主さんと船会社両方でのセールスだとかそういった部分がございます。ですから、これからはそういった企業誘致と連動したポートセールス、それが重要になってくるということで、今回、機構改革でも産業経済課のほうに移したといった根拠はそういうところにあるわけです。ですから、そういった見通しについては、皆さん方に本当にいい報告ができるような見通しを立てるために、今現在、組織も含めた中で役場一丸となってポートセールスしていかなくてははいけないというふうに考えているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。同じことを言おうとは思いませんけれども、記憶で言えば間違いなく100%45年間払うというふうに町側は議会側に答弁しています。私もこれ何度か質問しています。必ずこういう事態がくるだろうと。30%減というのはくる。そのとき町は、そういうことはありませんと最後まで必ずいきますと、これは予算委員会なり、代表、一般質問の中に必ずあります。私、それは鮮明に覚えています。私が質問したものもあるし、同僚議員が質問したものもございます。こういうことというのは、起こってくると、そのとき議決が必要なためにそういう方便を使うというふうにしか考えられなくなってしまいます。確かに部長の答弁はわかります。だけど、そのときと会社が変わっているだとか、行政の人たちも皆変わっていると、だけど議決したときは、明らかに45年間町は一銭も出さなくてもいいですと言っているのです、町は。これは、古い町の職員の皆さんは知っていると思います。これは議会が答弁していますから。それで、10%はどうなるのかと言ったら、それもちゃんと、使っても使わなくても見ますと答弁しているのです。それが今の段階でこうなると。契約は結んでいないし何もないから仕方がないのだというふうになったら、本当にそれは議会を通すための方便だったのかというふうにしかならないのです。そうなるこれから行う企業誘致含め

てみんなそうになってしまうと思うのです。例えば、今回の30%というのは、日本製紙がそういうふうに使われたときに、町側はご無理ごもつともですというふうに使ったのですか。それとも、こういう経過がございますというふうに使ったのか。また、契約の変更をしたときの経緯というのは、中身というのはどういう中身ですか。やりとりです。

○議長（山本浩平君） 高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 大淵議員おっしゃる部分、そこは本当に私、席、反対側に座っていても、この部分は本当に何とも言い難い部分だと感じております。それで、ご質問の件ですが、それは実は100%でずっと契約しておりました。そして、その中で実際使っていないけれども100%ここ数年実は払っていただいているのです。そういった中でもう限界だというようなそういったやりとりの中で、町は、そうは言わないで使ってくださいということで再三再四お願いして、ずっと実は使っていただいた経過がございます。そういった中で本当に残念なのですけれども、それでは、契約面積減らしましょうという経過がございます。ですから、単に今、突然言われて、はい、わかりましたとそういうような経過の中で町が簡単に認めて引き下がったということではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。この上屋が建つときに、記憶では13年なのだけど、14年にRORO船はもうそのときに苫小牧に入っていたのです。そういう議論もしているのです、議会で。RORO船が入って大丈夫なのかといたら、大丈夫だと。これはずっと未来永劫、45年間大昭和が払うから大丈夫だと答弁しているのです。きょう議事録持ってきていませんけれども。それは間違いなく答弁しています。それで、こうなったら、これで600万円の町民の血税がそこへ出ていくのです。RORO船の議論もしていたのです。そうしたら、それでは一体、議会のチェック機能は何なのだとならないですか。企業が困るから町の税金で見るのだと。我々の金ではないと言っても、我々も払った、町民もみんな払った税金です。しかし、こういうことがいろいろな形で出てくるとしたら、本当に議会の役割とか自治体の役割って何なのかということまでいってしまうのです。だから、この場合は議会も承認していますから。だけど、100%払うと言ってくれたことに対して賛成しているのです。これを本当にどう考えるべきか。声荒げても仕方がない話なのだけど、認められないと言っても相手は払わないと言うのでしょうか。裁判もやりようがないのです、契約書ないのだから。これは一体誰がどこでどういうふうに責任を負うというふうになるのかと質問してもだめだけど、本当に納得できないのです。賛成できないのです、僕は。どう考えるべきかというふうに言ったら、考えようがないのです。そのことを質問しても仕方がないかもしれないけど、だけど、町は間違いなくそうやって言って、これを建てたのです。そこはどうなのですか。

○議長（山本浩平君） 高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 大淵議員のおっしゃるとおりで、私も過去の議事録と書類等を見ております。当時の議論も、まだ私、課長職ではございませんでしたけれども、かなり大きな議論を呼んで上屋を建てたという記憶がございます。この中の議員さんで、あの議員さん、

この議員さんがこう言ったという部分、そこははっきり覚えてございます。ですから、そういった中でこういう事態が生じたということ、これは本当に行政としては、相手が言ったから、はい、わかりましたで済まされるようなことではない、このような認識を抱いております。ですから、ここは本当に町長の考え方で組織を改編して、そして、役場が一丸となって上屋の使用、そして、第3商港区の使用、それを何とか100%に近い使用になるようにやっていかなくてはいけない、そういう気持ちでいるということで、そして、その成果も早めに出さなくてはならないと思っておりますので、そこは本当に大渕議員のおっしゃる部分、これからいろいろなプロジェクトがあると思うのです。でも、そこもあくまで想定、いろいろな条件を設定した中でこれに投資しましょう、どうですかと議会に提案するわけです。そういった部分にも大きく影響する問題だと思っておりますので、ここは本当に1日でも早いポートセールスや企業誘致を展開して成果を出さなくてはならない部分だと思っておりますので、一つご理解いただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 平成24年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成10、反対2、3番、斎藤征信議員、4番、大渕紀夫議員。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時24分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第 6号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正
予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第6号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議6-1になります。議案第6号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,357万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,066万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月27日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 15ページのところで、地域自立生活支援事業経費ということで、大分経費は削減されて、今回の予算の中でもこうやって削減されていったのだろうかというのはわかるのですが、1番目の報酬のところでは成年後見人報酬ということで56万円削減されているのです。その意味と、今担当課のほうで成年後見人制度についていろいろ組み立てとかやっていたらと思うのですが、そういうことも含めて、なぜ、今回これだけの部分が削減になったのか。その辺だけもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 西健康福祉課長。

○健康福祉課長（西 幹雄君） 2点のご質問にお答えいたします。まず、1点目の今回の成年後見人の報酬が56万円の減額でございますけれども、これにつきましては生活保護者や低所得者の成年後見を3月までに申し立てる方がいられなかったということで、今回、減額させていただいております。また、成年後見につきましては、先の12月の質問にもございましたとおり、今後、認知症だとかそういうことで、当然そういう方に対応して町も市民後見人の養成はやっていかないといけないというふうに考えてございますので、25年度以降、それらの養成講座も含めて民間とも連携しながら、その養成講座を開講していこうということで、今、打ち合わせしている最中でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 生活保護だとかそういう方の申し立てがなかったということなのですが、実際にこの56万円という金額はそういう方々のための金額だと思うのですが、それ以外の方々が実際に成年後見人制度を使用したいというニーズとかというのは、もう担当課のほうできっちり踏まえていて、25年度そういうような事業をやっていきたいというふ

うに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 西健康福祉課長。

○健康福祉課長（西 幹雄君） 相談に関してはやはりいろいろございまして、中には当然、法人貢献といたしまして、登別の司法書士さんをお願いして対応していただいているケースもございまして、ここはあくまでもそういう方にかかれたい方に対して町のほうで助成する事業でございまして、ただ、そういう件数は昨年よりことし、どんどんふえてくる傾向にはございまして、そういう対応はしていかなければならないというふうを考えてございまして。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 7号 平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業 特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第7号 平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議7-1になります。議案第7号 平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）。

平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,123万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月27日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

ただいまより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決致します。

議案第7号 平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 8号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第14、議案第8号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

長澤病院事務長。

○病院事務長（長澤敏博君） 議案第8号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額9億9,785万7,000円、補正予定額4,187万2,000円、計10億3,972万9,000円。

第2項医業外収益、既決予定額3億589万5,000円、補正予定額487万2,000円、計3億1,076万7,000円。

第3項特別利益、既決予定額 7,500 万 1,000 円、補正予定額 3,700 万円、計 1 億 1,200 万 1,000 円。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） 5 番、松田です。病院の事業については、あす一般質問をする予定ですが、あしたの部分にかかわらないようにご質問してみたいと思います。

今の白老のまち、何が一番問題か。町民は何を一番心配しているかという町立病院の存続なのです。町立病院が存続できるか、このことを今町民の皆さんが心配しております。それで、私は何を今、質問しようかという、きょうも平然と病院事務長が第 8 号病院事業を読み上げております。平然とです。平成 19 年の病院事業収益が 13 億 2,760 万円です。それから、24 年が 9 億 7,857 万円です。そして、給与費は平成 19 年度約 6 億 1,000 万円。それから、24 年度は 5 億何ぼです。私は本当に変だなとこういつも思うのですが、19 年に病院に全て来た患者数の見込みが 7 万 3,550 人見込んでおりました。24 年は 5 万 8,744 人です。こういうことからいくと、1 万 7,750 人減少しているのです。それと、19 年は繰り入れが約 2 億円です。ことしは 4 億 1,000 何百万です。こういう経営状況の中で、私は、町民の健康増進、それから、町民の健康のために病院なくしてはいけませんから賛成をしてきました。しかしながら、なぜ賛成したかという、今言ったように町民のために。それからもう 1 つは、この予算のたびに病院の経営改善を図るのだと必ずこういう言い方をします。それから、平成 20 年には、25 年に病院建てる。病院の建設をする。考えて、考えて、考え抜いた挙句の果てに飴谷前町長は 25 年に病院の建築をしたいと。私は、これからずっとこの 5 年間待っておりました。病院がいつできるか。町民の方も患者の方も、あの病院、先ほどアメニティーと言っていましたけれども、本当にあの環境がよいのかどうか、こういうことで町民の方も患者の方も期待をしておりました。しかし、今補正予算なのですが、ことしの予算の中でこの病院経営改善のために委託調査をすると。病院経営診断をすると、こういう予算もとっておりました。たしか 570 万円かな。それから、庁内に部長 7 人、課長 4 人、11 名体制の建築にかかわる検討委員会、これも設置しております。そして、今年度中にその報告を町民にして、それに沿って次の病院建設を考えたい。これは戸田町長です、こう述べたのは。そう言いながら、今回その報告もない。それから、病院建設の気配すらない。ですから、私はこの 25 年本当に病院が存続するのかどうか、このところが私はいつも心配なのです。私はなぜ病院事務長が平然な顔をして補正予算を読んでいるのだとこう言いましたけれども、19 年に 13 億円の病院事業収益の予算を組んで、そして、そのときに病院全体の職員体制、これは 110 人なのです。医者も看護師も事務職員も全て入れて 110 人なのです。今 24 年は 107 人なのです。13 億円の予算を組んでいるときに 110 人です。そして、今、4 億 5,000 万円余りも繰り入れしなければならない事態の中でも 107 人なのです。

この9年間で3人しか減っていない。患者は1万7,750人減っている。それから、入院患者は19年56人です。24年22人です。こんな中で病院事業収益、この病院の事業の予算だけは何も変わっていない。これは身内に甘いからです。

私は、病院事業知りません。外からしか見ておりません。余り町立病院に行かない。ずっと町立病院の質問をしているから、間違った注射を打たれたら困るから私は行かないのです。それは冗談にしても、私はこういう状況の中で淡々と、そして、涼しい顔をして出す予算、私はこの予算は長澤事務長に変わってまじめな顔しているから、もっと真剣にやるのかなと思ったから、去年34人で、ことし30人だと。おそらく去年34人で入院患者は22人ですから、ことしは10台になるでしょう。17、18人になるでしょう。今の状況ならばです。ですから、こういうことからいって、私は見えないところ、隠れた部分を表に出さないで、公開しないで、そして、病院が改善するよ、改革するよ、いつ建てるよ、この方便にずっと過ぎている。ですから、私は今、本当は明日言いたかったのですが、きょう言っておかなければ、あしたにつながりませんから、きょう言っておくのですが、こういうことで、今しているのです。町長、今のお話を聞いて、私の下手な話かもしれませんが、聞いて、これからの病院づくり、どう方向づけするのか。町民の一人であり議会の一人である私が、今ある程度の数字も示して言ったのですが、110人が6年たって3人しか減っていないのです。こういう状況を踏まえて、町長、病院がなくなれば白老のまちはないと私はいつも言っているのです。病院なくして白老はない。ですから、どんな形であろうが病院は残さなければなりません。私は町長がこの決断をきちんとして、少くとも荒療治でもきちんとした病院を残す、それから、もう少しこの内輪もきちんとして整理して、民間感覚で病院の再建をしていただきたい。こう思うのですが、一言、町長どうですか。あとは、あしたゆっくりやりますから、そんなに難しい話はいいから。

○議長（山本浩平君） 長澤病院事務長。

○病院事務長（長澤敏博君） 町長のほうから答弁する前に、私のほうから一言。私の議案説明等が平然ということでお話ありました。今の病院の経営状況につきましては、議員お話あった平成19年に比べてかなり落ち込んでいると、患者数もかなり落ち込んでいると、そういうことは私自身も非常に重たく感じております。予算編成に当たりましては、平成24年度は34人で予算化したものが、実績としては22人ぐらゐの実績ということで、それに対して25年度30人という形で見ると、松田議員は10人台になるであろうというような形なのですが、その辺につきましては私ども事務としましても、やはり病院経営は一般会計からの繰り入れの中で成り立っているというのが、本来からいけばそれがあべき姿ではないと思っておりますので、この辺はやっぱり病院全体の中でもっともっと収益を上げる方法なり、そういうことをもっと真剣に、今まで以上に真剣に考えていくべきだと私自身思っております。

もう一点、経営診断等の関係でございます。こちらにつきましては、以前の議会の答弁の中でも今年度中に方向性についていろいろ話したいということでご答弁させていただいております。これにつきましては、私の責任が非常に悪かったということで、スピード感に欠けていたということが一番の原因でございます。そちらにつきましては非常に申しわけなく思ってお

ります。今年度、今3月ですが、今年度中にそういう報告書がまとまります。それにつきましては、そういうものがまとまり次第、いろいろ検討していくという形を今とっておりますので、その辺につきましましてはご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 松田議員、あす以降、実は10名の代表質問、一般質問ありまして、そのうち7名の方からこの病院についての質問がございますので、そののところはどうかご承知おきいただきたいと思います。ですから、きょう町長が全て話してしまうと支障を来たすということもございますので、その辺のところはご理解いただきたいというふうに思います。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） あしたからの代表質問、一般質問等々もありますので、今、端的にお答えさせていただきます。町立病院についての考え方なのですが、まず、今年度中に方向性を出したいというお話で、今、現時点で方向性が出なかったというところは大変反省をしております。今、松田議員おっしゃっていたとおり、平成19年前からの経過もいろいろ資料等も見せていただいた中で、大変白老町にとって重要な課題であるというふうに認識をしております。その中で町立病院、一次医療のあり方、そして、町民にとって必要な病院のあり方を考えて、これから判断をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 私も一般質問でするものですから、ただ今回は、この補正の部分だけはちょっと質問させていただきたいと思います。今回3,700万円が不足だということで補正出されているわけなのですが、昨年12月の段階では3,400万円ほどの追加赤字になるであろうと予測されていましたが、またさらに300万円ふえたわけなのですが、現実問題として、わずかこの何か月間でそれだけの金額を補正しなければならない。単純に言いまして、3,700万円ということは、一月平均300万円ずつですよ、単純計算していったら。最初からの町からの繰出金があるわけですから、それにさらにどうして毎月300万円ずつ。

当然、病院のほうも、12月の議会でも質問していますので、職員の皆さん一生懸命頑張ってくれるかなという期待はあったのですが、さらにふえた原因は何だとお考えでしょうか。そして、さらにもっと、3月末までにまだ数字ふえそうなのではないでしょうか。その辺をきっちりお伺いしてみたいと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤病院事務長。

○病院事務長（長澤敏博君） 12月の段階で予測では3,400万円、今回の補正額3,700万円ということで300万円増額いたしました。3,400万円出した時点での病院の実績というのが、大体10月頃までの実績で出していたものでございます。今後、そういう形で推移していただろうと、3,400万円程度の純損失が出るであろうという考えでございました。今回、この補正につきましては、3,700万円というのは病院特例債を借りるときに、条件の一つで不良債務という流動資産と流動負債の関係で、その辺も発生させてはいけないという条件がございまして、この不良債務を発生させないための補正でございます。実質、この3,700万円がない場合であっても決算としましては300万円ほどのたしか黒字になると思うのですが、その不良債務、要す

るに現金のキャッシュフローの関係で単年度の収支、それが不足するということになりますので、その分を補正していただいて不良債務を発生させないという目的のためで今回補正をお願いしているわけでございます。

今回、この3月の補正で3,700万円の補正をお願いしているわけですが、今年度につきましてはこの3,700万円で、それ以降については発生しないという見込みでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今言いましたけれども、そのおっしゃっていた金額というのは最初から、当初からわかっていた金額ですよ。3,700万円、今回入れるとか、入れないとかという問題ではなくて、当初予算のときから決まっていたものではないのですか。その分を結局は稼げなかったというふうに理解したいと思うのですけれども、私はそういうふうに思っているのですが、そういう理解の仕方ではおかしいのでしょうか。最初から決められたものではないのですかと。

○議長（山本浩平君） 長澤病院事務長。

○病院事務長（長澤敏博君） 病院を運営していく中で現金というのがどうしても必要になってまいります。その中で病院としてはいろいろ基金の運用とか、一時借入れをした中で毎月運営をしていくわけなのですが、最終的に3月の時点で一時借入金とか、未払金とか、そういうものを流動負債というのですが、その残高の合計額と現金とか未収金そういうものを含めた流動資産の合計があるわけなのですが、流動負債のほうが多ければ不良債務が発生することになるのです。当初からそういうものは基本的には発生しないという見込みではあるのですが、やはり収益的にかなり落ち込んでいるということで現金未収金がなかなか発生しないということになりましたので、その分一時借入金で何とか運営していくということで流動負債が多くなる、残高として多くなるものですから、その分流動資産をふやすために今回現金という形の中で一般会計からの繰り入れをお願いしているという次第でございます。当初からこの金額が確定しているということではございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私も病院の現状については2回ほど一般質問していますから、それはお話ししませんが、今事務長が3,700万円のほかに収支黒字だと言ったけれども、現実には過去もこういう問題出すときに何も説明がなくて、それで、去年、おととしかな、議場で問題になって資料出して改めて説明したけど。なぜそういう資料が出てこないのかなと思うのです。毎年、毎年こうやって年度末になっているのに。今議論してもわからないです、私も。この後どう判断するかわかりませんが、それで、聞きたいことは、先ほど松田議員も話したとおりなのですが、今、事務長も言ったけど入院患者が24年度で34人が22人になっています。外来も多分落ちていると思うのだけど、これだけ外来落ちているときに、それでは、24年度の予算から見て、幾らの収益落ちているのですか。こういうことが議論されていないのです。そして、今、言ったように、不良債務というのは次年度に会計をやるために現金がないと、病院が当面できないからもらっているだけの話です。私去年も言ったのですが、赤字の

収支はしてもいいけれども不良債務まではどうだということなのです。一般会計が大変なのに。なぜ病院に次年度の3,700万円、その当初は違いますけれども、不良債務対策としてやらなくてはいけないのか。そのことは4,500万円借りたときにわかっているはずなのです。それはないといって改革プランつくっているでしょう。なぜ、これが出てくるのですか。まず、その説明をしてください。収益幾らあってどうだということがちゃんとわかるように。

それと先ほど一般会計で質問しましたけど、答弁もらっていませんでしたけど、固定医が1名増につながったから、24年度1名内科医が何とか確保できたので、何とか収支をとんとんにするまでに少なくとも持っていきたい、こう言っているのです。なぜ、そうしたら、医者ふえたのに収益が減って、不良債務分、病院のやりくりのお金を持っていかなければだめなのか。まず、そういう部分です。説明してください。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務次長。

○病院事務次長（野宮淳史君） それでは、私のほうで平成24年度見込みの病院収支のご説明をいたします。医業収支におきましては、医業収益が4億2,690万8,000円です。これは見込みです。4億2,690万8,000円です。医業費用が8億482万7,000円でございます。それを差し引きまして医業損失が3億7,792万円でございます。ちなみに前年度決算額と比較いたしまして、1,490万円の損失額がふえている状況でございます。

それと、特例債を借りる諸条件といたしまして、先ほど事務長も言いましたけれども、単年度の資金不足である不良債務を発生してはいけないという総務省の指導でございます。それに伴う現金、3,700万円の流動資産が不足しているという状況の中で、今回一般会計からの繰入金を増額するという形で、何とか単年度の資金不足につきましては解消できるという試算をしているところでございます。

また、収益的収支の決算見込みといたしましては、3,700万円の不良債務額の繰入金を特別利益に計上してございますけれども、病院の総収支といたしましては4,075万5,000円の純利益は発生する見込みでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 長澤病院事務長。

○病院事務長（長澤敏博君） 24年度、内科医1名増員になりました。そのことにより当然収益が上がるということで以前ご答弁させていただいたと思っております。ただ実際は入院患者、外来患者ともに減少しているのが実態でございます。特に入院に関しては落ち込み方が顕著でございます。外来に関しましては、若干の数字ではありますが減員という形になっております。ただ、外来に関しまして、及び入院に関しましても、昨年1人当たりの単価に比較すれば若干上がっておりますので、極端な減収になってはおりませんが、実際のところ3名が4名になった分以上の収益があるかということになると実際にはなかったというのが実態でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 逆に費用ふえていますよね。それと、病院改革プログラムをつくって、今次長が言ったような部分については中で整理するという話だったのです、ちゃんと。そ

れが、今当たり前のような答弁になっているのだけど、そういうことではないから。それはちゃんと後で訂正してください。

それと、4,000万円の収益出るということは、一般会計から不良債務とか繰り出ししての黒字でしょう。自分たちで働いた黒字ですか。そういうことをちゃんと認識して、分けてしゃべらないと町民の方わからなくなるのです。みんなそうです。だから私はきつい言い方するけれども、ずっとです、私が議員になってからも。毎年こんなに下がりっぱなし。私、これまで賛成しているけど、本当にどういう経営努力されていきましたか、ことし。そして、これだけ入院患者を置いて、言葉悪いけれども、私もいろいろ病院かかっています。私の身内もかかっているいろいろなことされました。それだけ収益が下がる。外来は減る、入院は減る。これは本当に病院が町民から信頼を受けているのか。それに対してこれだけ次々と赤字を出していて、町民に理解される、説得できるものになるのだろうか。その辺を事務長でもいいですし、副町長でもいいですけど答弁願います。

○議長（山本浩平君） 長澤病院事務長。

○病院事務長（長澤敏博君） 先ほど次長のほうから今年度の収支が4,000万円ほどの黒字になるということで、これは病院事業全体の形になりますので、説明の中にありました医業収益及び医業費用の差し引きが病院でいう純然たる収支というふうに考えていただいてよろしいかと思っておりますので、先ほどのご説明にありました医業損失で約3億7,000万円という数字が病院全体としての赤字額になるかと思っております。これはやはり、年々増加しているというのは私どもも十分承知しております。これについては、やはり本来からいけば、一般会計の繰り入れはないのが理想であります。なかなか患者の増員というのが図られないということもあります。それが原因として一番何が問題なのかというのもいろいろある中で、やっぱり病院のいろいろな面での評判、そういう形があるかと思っております。町民からなかなか町立にかかれぬ、かかるとか、そういう方のお話を聞く中で、そういう来られない方について、それでは、町立を受診していただく方策というののもやっぱり必要だというふうには私どもも思っております。ただ、それを実行に至っていないというのが今までの現実でございます。そのためにやはり病院の収益がなかなか上がっていないというふうに思っておりますので、先ほど町長のほうからご答弁ありましたような形で今後のあり方について考える中で、やはりそういうところも含めて検討していく考えでございます。

○議長（山本浩平君） 質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 8 号 平成 24 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成 8、反対 3。反対、5 番、松田謙吾議員、7 番、西田祐子議員、13 番、前田博之議員。

よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の制定 について

○議長（山本浩平君） 日程第 15、議案第 21 号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） それでは、議 21-1 になります。議案第 21 号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の制定について。

白老町空き家等の適正管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

本文につきましては朗読を省略させていただきまして、議 21-4、附則でございます。附則、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議 21-5 の議案説明でございます。

近年の社会経済情勢の変化等により、本町における空き家等は増加傾向にあるところであるが、放置された空き家等は景観を阻害するだけではなく、倒壊、火災、犯罪の誘発等の危険性が高まり、かつ、害虫の発生や冬期の落雪被害等も危惧され、地域生活を守るための重要課題となっているところである。

こうした問題を解決するためには確固たる制度設計のもと、実効性の高い対策を講じることが必要であることから、空き家等の所有者等の責務、各種行政指導及び行政代執行等の措置を規定することにより、空き家等の適正管理を総合的に推進するため本条例を制定するものである。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町空き家等の適正管理に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、空き家等の適正管理に関し、空き家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態となった空き家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体、財産及び生活環境に対す

る重大な損害の発生の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 町内に所在する建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。

(2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 著しい老朽化、台風、積雪等の自然現象その他の事由により倒壊し、又はその一部が飛散するおそれのある危険な状態

イ 不特定者の侵入等による火災又は犯罪が誘発されるおそれのある状態

ウ その他著しい支障を及ぼすおそれがあると町長が認める状態

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

(情報提供)

第4条 町民は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに町長にその情報を提供するものとする。

(立入調査)

第5条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは報告を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第6条 町長は、空き家等が管理不全な状態になるおそれがあると認めるとき、又は管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、前項の指導又は助言を行ったにもかかわらず、なお、当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該空き家等の所有者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第7条 町長は、前条の規定による勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第8条 町長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、白老町公告式条例（昭和25年条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の方法により実施する。

3 町長は、第1項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

（安全代行措置）

第9条 町長は、立入調査の結果の通告、助言又は指導及び勧告等の機会に、災害等による大きな被害が発生するおそれがある場合において、被害を防止するために最低限の措置（以下「安全代行措置」という。）をとることができる。この場合において、当該安全代行措置に係る費用は、当該所有者等の負担とする。

2 町長は、安全代行措置を実施する場合は、当該所有者等の同意を得て実施するものとする。

3 前項の規定により当該所有者等に同意を得る事項は、実施概要、概算費用、費用負担その他必要な事項とする。

（行政代執行）

第10条 町長は、第7条の規定による命令を受けた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

（関係行政機関等との連携）

第11条 町長は、必要があると認めるときは、警察署、消防署その他の関係行政機関等に当該空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございますは方どうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番(西田祐子君) 白老町空き家等の適正管理に対する条例の制定についてということで、今般このように条例をつくって議会に提案していただいたのですけれども、私ども委員会でも実際に視察にも伺いまして、そういうところでいろいろと調べさせていただきまして、今回この条例をつくってこれからやっていくということに当たりまして何点かお伺いしてみたいと思います。

まず、パブリックコメント、町民意見公募手続ということで24年12月26日から1月25日までの間に3名の方、意見件数が8件ございました。このパブリックコメントに対してもいろいろなご意見ございましたけれども、これにつきまして具体的に何件かお伺いしてみたいと思います。

まず、私も実際に委員会報告の中で書いていますけれども、第1条の中で空き家の所有者または管理者というところで、やはり地上権、抵当権、借地権、この問題についてどのように考えておられるのかということです。

2点目に、今回の条例の中でやはり消防法とか建築基準法とかこの条例とかいろいろありますけれども、この中でもいろいろな優先順位というものがあると思うのです。さらに特定省庁の、行政庁の範囲を超える建物についてはどうなるのかということになったとき、現行法ではこの条例とどういう関係になるのか。そのあたりをこのいただいた資料の中で、前に説明いただいた中ではちょっと理解できなかったものですから、その辺を説明していただければと思うのですけれども。

○議長(山本浩平君) 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) パブリックコメントに関する部分でご説明をさせていただきます。まず第1条の地上権、抵当権の部分でございますけれども、第1条の中で所有者が持っている部分で抵当権だとか、それから、地上権が設定された場合、そういうところもどういふふうに対応していくのかという部分です。それで、ここの部分につきましては、今回、条例を制定いたしますけれども、まずはそこにまで権限が及ぶかという部分につきましては、規定そのものはされていない部分になりますので、実際に運用する段階では、その所有者に対して調査だとか、状況だとか、そういったものを確認するような形になると思います。実際は確認した段階で抵当権等が設定されている場合については、そういった部分も調査した中で対応していくような形になってくるというふう考えております。

それから、それ以外の法律、例えば地方税法だとか、建築基準法だとか、火災予防条例とか、こういった条例等についての関係でございますけれども、今回制定する条例が法律だとかそういったものよりも上の縛りというのですか、そういったことにはならない部分がございますので、それぞれの法律の中で適用されている部分は法律の中で行っていくという形になると思いますけれども、仮にできない部分があった場合について、条例の中で全てはくくられておりませんが、条例でできる方法、対策という部分を今回、条例の中に入れさせてもらっていますので、その中で実際にはやっていくような形になるのかなというふうに思っています。

建築基準法の中で小規模建築物といった部分、いわゆる北海道のほうで所管しているような

部分についてのご質問があったと思うのですけれども、その部分につきましては、北海道のほうで情報連絡会議を立ち上げて、その中でいろいろ生活環境だとか景観だとかそういったものが関係していきますので、そういった情報を取りまとめて協議するような部分を持っています。ですから、白老町としてもそういった場面のところに情報を協議するとかして、実際は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 協議していきたいとかそういう話ではないと思うのです。これは法律ですから、条例というのは一つの建築基準法とか、消防法とか、そういうような立派な法律ではないけど、少なくとも白老町で新たにつくる法律です。条例というのはそうだと思うのです。そうした中において、やはり優先順位というものがきちんと明確的にこの中に入れられないのか、入れられるかわかりませんが、ただ、そのところの整理をきちんとしておかないと、せっかくつくったこの条例が形骸的になってしまって、使い勝手が悪いものになってしまったら何の意味もないので、その辺をどのように整理されるのかということが一番お伺いしたいのです。そうしないと、実際に現場でそのときになってみないと、協議しますとか何とかかんとかではなくて、もう最初から、4月1日からすると言っているのですから、それなりの整理はしていかなければいけないのではないかなと思うのです。その辺のお考えを伺っているのです。

○議長（山本浩平君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 今の西田議員のお話、多分こういうことだと思うのですが、第1条の所有者等の定義ということで、第1条に所有者等とあります。この中に廃屋、空き家ということ調査していく中で、当然、登記上の権利としてさまざまな権利者の設定がされていると。そういった設定の場合、対応していくときにその所有者の範囲をどこまでにするのだとか、そういったものがきちんと整理されていますかというご質問の意図だと思います。これについては、非常に法律的な問題だとかいろいろな問題がありますので大変難しい問題でございます。こういった中で、この条例の中にそういったくくりを入れるということは大変難しいと私どものほうは考えてございますので、この条例に関する逐条解説をつくってございまして、その中で一応考え方の定義、こういうふうに所有者等というのは捉えていきますという形で整理をしていきたいというふうには思っております。ただ、実際の運用はさまざまなケースが予想されますので、当然この条例をもとに対応すること、場合によっては関連法令のもとで対応していくもの、これは、これまでそれぞれの縦割りでやっておりましたが、この条例を制定することを期にそれを横断的に関連課がまとまって取り組んでいきたいという考え方を一つ取り入れた中で、この条例制定に至っているということでございます。ですから、その辺は協議していくという運用の面を課長お話ししましたが、その整理は一応、逐条解説等で町民にもわかりやすいような形で整理を改めてさせていただきたいと。ただ、条例の本文に関しては、なかなか法定的な条件だとかいろいろなことがありますので、もし、これからいろいろ道や国のお話なども聞いた中で整理できるものがあれば、後に整理はしていきたいと思っておりますが、現段階ではそういう形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） これは全員協議会のときにもお話しさせてもらったのだけど、担当所管のほうで協議されていなかったのかなと思います。今、委員長が質問していますし、部長は逐条解説があるので、後でそれを見て皆さん考えてくださいと言ったけど、そうしたら、なぜ先に逐条解説出すとかして、そういうことを理解してもらってこの場に及ばないのかと思うのです。みんな、これを読んだってわからないです。定義だって多少書いているけど。先ほど同僚議員が言った話と同じように通ずるのです。議会には条例を制定するという権限もあるのです。本当はけんけんがくがく議論すべきだと思います。これが出るかどうかわかりませんが、それでも。それで私は、この条例は世論を喚起する力があると、こういうことでは私も認めます。しかし、今も議論ありましたけれども、条例というのはいろいろ事を対処することを考えて、そういうことを想定して条例をつくるのです。そうですね。そうすると、今の話だけ取ると、抵当権については検討しますと、こう今、話をしました。検討ということは、法律用語ではなくて行政用語です。そういう中を考えたときにパブリックコメントというのは、読んでみたら、尊重するところ書いているのです、趣旨は。尊重です。取り入れなければいけないのです。パブリックコメントでこういうことを言っているのに、議会にこうやって検討するような条文が出されていいのかどうかということです。まず一点それです。

そうすると、当然議会あるいはパブリックコメントで指摘されたものは、やはり施行前に整理をするというような姿勢があつていいと思います。ただただつくったと。魂が抜けてしまう可能性あります。そういうことを考えたか。

もう一点は、これは現実に訴訟を起こされたときは、この条例はどういうふうになるのか。その辺も伺います。

○議長（山本浩平君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 今の前田議員のご質問でございますが、空き家等の、今、そういった関連の問題について、そういったものを整理して条例を整理する必要性があるのではないかとございまして、ここの問題につきましては、確かに所有者等という定義のところであれば、詳しいそういう状況が明記されていないということは、今、お話しがあったとおりでございますが、基本的には、いろいろとこれからどういうふうに対応していけばいいのかも含めて、運用の中でやっていきたいという考え方で進めていったということで、検討ということが出てきているということでございます。

また、訴訟等の問題になったらどうするのかということですから、その運用を間違えれば、そういう訴訟の問題に発展するかもしれませんが、基本的には他の権利者への対応はきちんと法的なものを理解した上で対応していけば、訴訟に至ることはないのかなというふうな理解のもとで、今回こういったことを整理させていただいたということでございます。

議会への報告ということにつきましては、建設厚生常任委員会の中でこの条例について説明させていただいた中で、その部分の詳細についてお話をしなかったということは、私もいま

したので、それはしていないということで大変申しわけなく思っております。今後そのようなことのないように十分注意して進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今私具体的に言っていますよね。そういう検討するということが条例の中に趣旨入れていいのかと。そうしたら、部長は運用するというけど、運用規定的なものはもうちゃんとできていますか。今これがスタートして、運用を後から見せられて、ああだこうだ言っていたら大変な話になります。もう時間ないから言いませんけど、担当の委員会はよしとしていると思いますけど、私は、やはりこういうものは条例を上げる前に議会側と話して、所管常任委員会に付託するとか、それぐらいの慎重な審議をして、せっかく私が言ったように世論を喚起する力のある条例なので、そういうことをしたほうがよかったのではないかと思いますけれども、まず運用はできていますか。それと、問題が出てきたときには、これは4月1日からやるのかな、施行前にちゃんと整理するということは明言していただけますか。

○議長（山本浩平君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 今の前田議員のご質問の関係でございますが、ここにつきましては、課内に廃屋対策会議、関係課でつくって、この条例の制定にあたり各条例案文等をもんでいる中で、そういった中で基本的にはそれぞれの運用の問題もそうですが、お話をして現在に至っているということでございます。今後、この条例の運用につきまして、それはきちんとこれから議会にも遺漏がないよう、それから、町民に迷惑をかけることのないように運用を図り、この空き家対策に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時34分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎会議時間の延長

○議長（山本浩平君） ここであらかじめ宣告いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎議案第22号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第16、議案第22号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第22号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月27日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

続きまして、議案説明であります。議22-10をお開き願います。

町長公約の項目の一つに掲げられている行財政の総点検の実施及び見直しについての具体的な取り組みとして、地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づく附属機関のうち条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について検証を行った結果を踏まえ、附属機関の統廃合を実施するとともに、附属機関の一覧性を高めるべく個々に定められていた条例を一本化するため、本条例を制定するものであります。

内容につきましては、さきの説明会で説明したとおりでございますので、詳細は省略させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町附属機関の設置に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、所掌事務及び委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 町長その他の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置し、同表に掲げる事務を所掌するものとする。

(組織)

第3条 前条の附属機関は、別表に掲げる委員の定数により組織する。

2 当該附属機関における委員の任期は、別表に掲げるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(白老町特別職報酬等審議会条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 白老町特別職報酬等審議会条例(昭和44年条例第2号)
- (2) 白老町立国民健康保険病院運営審議会設置条例(昭和49年条例第44号)
- (3) 白老町総合計画審議会条例(昭和50年条例第44号)
- (4) 白老町町史編さん委員会条例(昭和57年条例第35号)
- (5) 白老町財産管理委員会条例(昭和58年条例第10号)
- (6) 白老町行政改革推進委員会条例(平成7年条例第28号)
- (7) 白老町上下水道事業運営審議会条例(平成7年条例第31号)
- (8) 白老町文化財等運営審議会条例(平成9年条例第30号)
- (9) 白老町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第35号)
- (10) 白老町観光対策審議会条例(昭和54年条例第4号)
- (11) 白老町住居表示審議会条例(昭和54年条例第18号)
- (12) 白老町健康づくり推進委員会条例(平成5年条例第2号)
- (13) 白老町みんなの基金事業運営委員会設置条例(平成2年条例第16号)
- (14) 白老町文化振興審議会条例(平成元年条例第28号)
- (15) 白老町スポーツ推進審議会条例(昭和51年条例第38号)

(白老町学校給食センター条例の一部改正)

第3条 白老町学校給食センター条例(昭和45年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とし、第9条を第5条とする。

(白老町表彰条例の一部改正)

第4条 白老町表彰条例(昭和59年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条を削り、第15条を第13条とする。

(白老町営住宅条例の一部改正)

第5条 白老町営住宅条例（平成9年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第66条」を「第65条」に改める。

第9条第4項中「第59条で定める」を「白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第 号）」に規定する」に改める。

第59条を削り、第60条を第59条とし、第61条から第66条までを1条ずつ繰り上げる。

（白老町中小企業振興条例の一部改正）

第6条 白老町中小企業振興条例（昭和53年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「第14条」を「第13条」とし、同条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

（白老町情報公開条例の一部改正）

第7条 白老町情報公開条例（平成11年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第16条中「白老町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第35号）」を「白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第 号）」に改める。

（白老町個人情報保護条例の一部改正）

第8条 白老町個人情報保護条例（平成11年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第6号中「白老町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第35号）」を「白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第 号）」に改める。

（白老町公民館条例の一部改正）

第9条 白老町公民館条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第14条までを2条ずつ繰り上げる。

第15条第2項中「第6条」を「第4条」に、「第7条」を「第5条」に、「第10条」を「第8条」に、「第11条」を「第9条」に、「第18条」を「第16条」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とする。

第18条第1項中「第15条」を「第13条」に、「第10条」を「第8条」に改め、同条を第16条とし、第19条を第17条とし、第20条を第18条とする。

別表第1及び別表第2中「第9条」を「第8条」とする。

（白老町立図書館条例の一部改正）

第10条 白老町立図書館条例（昭和58年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

（経過措置）

第11条 この条例の施行の際、第2条第1号から第9号までに掲げる条例及び第3条から第5条までに掲げる条例により設置されていた附属機関は、当該条例の廃止又は一部改正にかか

わらず、この条例により設置された附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

本案についての質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 22 号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号 白老町課設置条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 17、議案第 23 号 白老町課設置条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 23 号 白老町課設置条例の制定について。

白老町課設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

3 ページ目の附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（白老町部設置条例の廃止）

2 白老町部設置条例（平成 21 年条例第 1 号）は、廃止する。

議案説明でございます。議 23-5 になります。

地方分権の進展及び財政の健全化を目指し、白老町の財政運営を以前にも増して効率的で柔軟に進め、連携や調整を円滑に行い、責任ある町民サービスを迅速かつ効果的に進めていく必要があることから、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、2 月 22 日に開催しました議会全員協議会の内容でありますので、

説明を省略させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町課設置条例

(課及び局の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、本町に次の課及び局を置く。

総合行政局

総務課

税務課

町民課

健康福祉課

生活環境課

産業経済課

建設課

上下水道課

(事務分掌)

第2条 課及び局の事務分掌は、次のとおりとする。

総合行政局

- (1) 行政運営の総括及び調整に関する事項
- (2) 重要政策課題の特命に関する事項
- (3) 行財政改革の推進に関する事項
- (4) 行政評価及び事務改善に関する事項
- (5) 町政の総合企画及び事業の調整に関する事項
- (6) 基本構想及び総合計画に関する事項
- (7) 統計に関する事項
- (8) 予算その他財務に関する事項

総務課

- (1) 儀式及び表彰等に関する事項
- (2) 議会及び町の行政一般に関する事項
- (3) 公告式及び例規に関する事項
- (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項
- (5) 職員の人材育成及び研修に関する事項
- (6) 防災及び交通安全に関する事項
- (7) 情報化の推進及び管理に関する事項

税務課

- (1) 税の賦課及び徴収に関する事項

(2) 税及び税外収入の管理並びに税の諸証明に関する事項

町民課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項
- (3) 医療等の給付に関する事項

健康福祉課

- (1) 保健衛生及び保健指導に関する事項
- (2) 社会福祉に関する事項

生活環境課

- (1) 町民生活、人権擁護及び町民相談に関する事項
- (2) 町民活動及び町内会活動に関する事項
- (3) 広報広聴に関する事項
- (4) 防犯に関する事項
- (5) アイヌ施策に関する事項
- (6) 環境衛生、環境保全及び清掃に関する事項

産業経済課

- (1) 観光に関する事項
- (2) 産業の振興に関する事項
- (3) 商業、工業、農畜産業及び水産業に関する事項
- (4) 労働行政に関する事項
- (5) 企業誘致に関する事項
- (6) 港湾に関する事項

建設課

- (1) 公共土木施設に関する事項
- (2) 林業及び緑化に関する事項
- (3) 都市計画に関する事項
- (4) 住宅に関する事項
- (5) 建築確認、建築指導及び建築規制に関する事項

上下水道課

- (1) 上水道に関する事項
- (2) 下水道に関する事項

(臨時の事務の分掌等)

第3条 町長は、臨時又は特別な事務を処理させる必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、別に組織を設け事務分掌を定めることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(白老町部設置条例の廃止)
- 2 白老町部設置条例(平成21年条例第1号)は、廃止する。
(白老町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 3 白老町水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第29号)の一部を次のように改める。
第3条第2項中「都市整備部」を削る。
(白老町都市計画審議会条例の一部改正)
- 4 白老町都市計画審議会条例(昭和45年条例第9号)の一部を次のように改める。
第7条中「都市整備部」を削る。
(白老町地方港湾審議会条例の一部改正)
- 5 白老町地方港湾審議会条例(昭和58年条例第30号)の一部を次のように改める。
第7条中「都市整備部建設課」を「産業経済課」に改める。
(白老町環境審議会条例の一部改正)
- 6 白老町環境審議会条例(平成6年条例第16号)の一部を次のように改める。
第8条中「生活福祉部」を削る。

白老町課設置条例制定に伴う関連条例新旧対照表

改正前	改正後
白老町水道事業の設置等に関する条例 (組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理の権限に属する事務を処理するため、都市整備部上下水道課を置く。	白老町水道事業の設置等に関する条例 (組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理の権限に属する事務を処理するため、上下水道課を置く。
白老町都市計画審議会条例 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、都市整備部建設課において処理する。	白老町都市計画審議会条例 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、建設課において処理する。
白老町地方港湾審議会条例 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、都市整備部建設課において処理する。	白老町地方港湾審議会条例 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、産業経済課において処理する。
白老町環境審議会条例 (庶務) 第8条 審議会の庶務は、生活福祉部生活環境課において処理する。	白老町環境審議会条例 (庶務) 第8条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 一点だけ伺います。それぞれの立場の責任は非常に重くなってくると思いますけど、先日、全員協議会で説明を受けまして、内容は掌握していますけど、ただ、総合行政局のイメージがわからないのです。ここに3課とか、3課長が入って道から来た人が局長になってやるというのだけど、財政とか企画が入ってきますけど、具体的にどういう形でどういう仕事の主になって、どういう流れで指揮命令とか、そのイメージがちょっとわかりませんので、これは理事者が答える話だと思いますけれども、これだけ聞いておきます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今のご質問、多分全員協議会で説明したこととちょっと重複するかなとは思いますが、総合行政局に、その上に道から招聘する理事を置くということで、その下に総合行政局を置きまして、総合行政局の中には、今財政税務課になっていますけれども、そのうちの財政部門と、それから、企画政策課の企画部門をグループとして、名称としてはグループという形で置きます。ただ、その中には担当課長というような形で、イメージとしては、今ある課の部門を行政局の傘下に置いて、グループ名にして担当課長を置くというイメージです。それで、今持っている行革の部門、ここをそのまま担いますので、先に言った財政と企画部門と行革の部門にそれぞれ担当課長を充てて所管するというイメージです。それで、行革の部門は、これから人事のところに入りますけれども、いわゆる重要懸案事項、特命事項というようなことであれば、そういう部門も行革の部門で平常の行革推進事項とあわせて、特命事項も持たせようという考え方を持っています。

以上で説明は終わります。

○議長（山本浩平君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 白老町課設置条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 18、議案第 24 号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第 24 号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

白老町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次のページになります。附則。この条例は、法の施行の日から施行する。

議案説明。白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

新型インフルエンザ発生時にその脅威から国民の生命及び健康を守り、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国、地方公共団体等の責務及び対処法等について規定した新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、本町においても同法の規定に基づき、白老町新型インフルエンザ等対策本部に関する事項を定めるため本条例を制定するものである。

以上でございます。

白老町新型インフルエンザ等対策本部条例

（目的）

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、白老町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから、町長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国及び道の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第19、議案第25号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認

定手数料等徴収条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議 25-1 でございます。議案第 25 号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定について。

白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

議 25-8 をお開きください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次のページでございます。議案説明。白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定について。

社会経済活動のその他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、及びその吸収作用を強化すること等を目的として、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定されましたことから、同法に規定します「低炭素建築物新築等計画」の認定に係る所管行政庁となる本町において当該認定、その他の事務に関する費用を手数料として徴収するため本条例を制定するものでございます。

内容については、さきの説明会で説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定、変更その他の事務で、町長に申請等を行うものについて徴収する手数料（以下「手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の種類及び金額）

第 2 条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 低炭素建築物新築等計画認定手数料

区分	住棟の種別等	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調	調査機関審査又は評価機関審査を受けていない場合の手数料
----	--------	-----------------------------------------------------------	-----------------------------

			査機関による技術的審査（以下「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を受けた場合の手数料	
ア 住戸を単位として認定を申請する場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	戸建住宅	(ア) 1戸のもの	9,000円	43,700円
	共同住宅	(イ) 2戸以上 5戸以内のもの	14,500円	84,800円
		(ロ) 6戸以上 10戸以内のもの	22,400円	118,000円
		(ハ) 11戸以上 25戸以内のもの	35,000円	164,000円
		(ニ) 26戸以上 50戸以内のもの	56,400円	234,000円
		(ホ) 51戸以上 100戸以内のもの	98,200円	335,000円
		(ヘ) 101戸以上 200戸以内のもの	153,000円	452,000円
		(ト) 201戸以上 300戸以内のもの	193,000円	592,000円
		(チ) 301戸以上のもの	205,000円	695,000円

イ 共同住宅の用途に 供する一の建築物を 単位として認定を申 請する場合 アの項(イ)から(ケ) までに掲げる当該申 請に係る1棟の建築 物の共同住宅の戸数 の区分に応じ、それ ぞれアの項(イ)から (ケ)までに定める金 額に、右に掲げる当 該申請に係る1棟の 建築物の共同住宅の 住戸以外の床面積の 合計の区分に応じ、 それぞれ右に定める 金額を加えた金額	(7) 0㎡～300㎡以内	14,500円	129,000円
	(イ) 300㎡超～ 2,000㎡以内	35,000円	213,000円
	(ウ) 2,000㎡超～ 5,000㎡以内	98,200円	331,000円
	(エ) 5,000㎡超～	153,000円	425,000円
ウ 住宅以外の用途に 供する一の建築物を 単位として認定を申 請する場合 右に掲げる当該申 請に係る1棟の建築 物の床面積の合計の 区分に応じ、それぞ れ右に定める金額	(7) 0㎡～300㎡以内	14,500円	288,000円
	(イ) 300㎡超～ 2,000㎡以内	35,000円	457,000円
	(ウ) 2,000㎡超～ 5,000㎡以内	98,200円	648,000円
	(エ) 5,000㎡超～ 10,000㎡以内	153,000円	795,000円
	(オ) 10,000㎡超～ 25,000㎡以内	193,000円	936,000円
	(カ) 25,000㎡超～	240,000円	1,068,000円
備考			
1 同一の建築物に係るア及びイの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。			
2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきア及びウに規定する金額を合計した金額とする。			

3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。

4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るアの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。

(2) 低炭素建築物新築等計画変更認定手数料

区分	住棟の種別等		調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合の手数料	調査機関審査又は評価機関審査を受けていない場合の手数料
ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合			1戸又は1棟につき 1,000円	
イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	戸建住宅	(ア) 1戸のもの	9,000円	26,300円
	共同住宅	(イ) 2戸以上5戸以内のもの	14,500円	49,700円
		(ウ) 6戸以上10戸以内のもの	22,400円	70,200円
		(エ) 11戸以上25戸以内のもの	35,000円	99,800円
		(オ) 26戸以上50戸以内のもの	56,400円	145,000円
		(カ) 51戸以上100戸以内のもの	98,200円	216,000円
		(キ) 101戸以上200戸以内のもの	153,000円	303,000円
		(ク) 201戸以上300戸以内のもの	193,000円	392,000円
		(ケ) 301戸以上のもの	205,000円	450,000円
ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 イ	(ア)	0㎡～300㎡以内	14,500円	70,400円

の項(イ)から(ケ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイの項(イ)から(ケ)までに定める金額に、右に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額を加えた金額	(イ) 300㎡超～ 2,000㎡以内	35,000円	122,000円
	(ウ) 2,000㎡超～ 5,000㎡以内	98,200円	213,000円
	(エ) 5,000㎡超～	153,000円	288,000円
エ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(ア) 0㎡～300㎡以内	14,500円	151,000円
	(イ) 300㎡超～2,000㎡以内	35,000円	245,000円
	(ウ) 2,000㎡超～ 5,000㎡以内	98,200円	373,000円
	(エ) 5,000㎡超～ 10,000㎡以内	153,000円	474,000円
	(オ) 10,000㎡超～ 25,000㎡以内	193,000円	564,000円
	(カ) 25,000㎡超～	240,000円	654,000円

備考

- 1 同一の建築物に係るイ及びウの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。
- 2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきイ及びエに規定する金額を合計した金額とする。
- 3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。
- 4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るイの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。

2 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合にあっては、前項に定める手数料の額に、白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例(平成12年条例第10号)第2条第1号に規定する金額を加算した手数料の額とする。

3 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出について、構造計算適合性判定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。)に準ずる判定を必要とする場合にあっては、第1項及び前項に定める手数料の額に、白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例第2条第3号に規定する金額を加算した手数料の額とする。

(手数料の徴収の時期及び方法)

第3条 手数料は、申請する際にこれを徴収する。

(手数料の還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項各号に定める手数料の額を減額し、又は免除する。

(1) 災害により、滅失し、又はき損したため1年以内に建築物を建築するとき。

(2) その他町長が必要と認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 20、議案第 35 号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議 35-1 をお聞き願います。議案第 35 号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次のページ、附則。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明です。これまで公共施設内に自動販売機等を設置する際の建物使用料については、全施設一律 1 万円としていたところではありますが、施設により立地条件、利用者数等が異なることから、各施設において設置場所に見合う使用料を定めることができることとする等の規定を設け、町有財産の有効活用を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

白老町行政財産の使用料徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
(建物使用料の算定基準) 第 6 条 建物使用料は、第 2 条及び第 3 条第 2 項の規定により算出した額に 100 分の 7 を乗じて得た額とする。ただし、自動販売機その他これに類するものの設置に関する使用料にあつては、別表第 2 に定める額とする。	(建物使用料の算定基準) 第 6 条 建物使用料は、第 2 条及び第 3 条第 2 項の規定により算出した額に 100 分の 7 を乗じて得た額とする。ただし、自動販売機その他これに類するものの設置及び <u>広告（町長が定めるものに限る。）の用途に使用する場合</u> に関する使用料にあつては、別表第 2 に定める額とする。

別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）				
種類	使用料				種類	使用料			
	単位		使用料	摘要		単位		使用料	摘要
自動販売機 その他これ に類するも の	年	台	10,000円		自動販売機 その他これ に類するも の	年	台	10,000円 <u>ただし、建物の 立地条件、利用 者数等により 町長が特に必 要と認める場 合は、別に定め る額とする。</u>	
					<u>広告（町長が 定めるもの に限る。）の 用途に使用 する場合</u>	年	枠 ・ 月	<u>町長が別に定 める額とする。</u>	

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 21、議案第 36 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 36 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

次のページの議案説明でございます。本町における固定資産税の第 1 期納期限については、これまで「4 月 30 日」としていたところでありますが、当該納期限に基づく納税通知書の発送事務においては、毎年度末及び年度始めに集中する住所異動及び口座異動の情報並びに当初賦課にかかわる減免申請処理を当該通知書に反映させることができないこと、さらに通知書到着から納期限までの期間が短い等の課題があったことから、これらを解決するべく、地方税法第 362 条第 1 項ただし書の規定に基づき、当該納期限を「5 月 31 日」に変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町税条例新旧対照表

改正前	改正後
(固定資産税の納期) 第 6 7 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>4 月 1 日から同月 30 日まで</u> 第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 1 2 月 1 日から同月 25 日まで 第 4 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで 2～4 略	(固定資産税の納期) 第 6 7 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>5 月 1 日から同月 30 日まで</u> 第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 1 2 月 1 日から同月 25 日まで 第 4 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで 2～4 略

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 36 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

◎報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について

報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 22、報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について、報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第 9 項の規定及び地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果を同条第 3 項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、報告第 1 号及び第 2 号は、これをもって報告済みといたします。

◎議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 38 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算

議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算

議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算

- 議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第 23、議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 38 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算、議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算、議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算、議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上、平成 25 年度各会計予算 12 件とこれに関する条例の一部改正議案 3 件、合わせて 15 議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第 37 号の提案を願います。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次のページ、附則。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案説明であります。本町における新財政改革プログラムの取り組みの一環である職員の給与の自主削減について、削減率を見直した上、継続するため本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

職員給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～22 略	附 則 1～22 略 23 職員の給料額は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、別表第 1、別表第 3 及び別表第 4 の規定にかかわらず、同表に定める額に行政職給料表の職務の級が 1 級及び 2 級の職員にあっては 100 分の 95、3 級及び 4 級の職員にあっては 100 分の 92、5 級の職員にあっては 100 分の 89、6 級の職員にあっては 100 分の 86、医療職給料表（二）の職務の級が 1 級及び 2 級の職員にあっては 100 分の 95、3 級及び 4 級の職員にあっては 100 分の 92、5 級の職員にあっては 100 分の 89、医療職給料表（三）の職務の級が 1 級及び 2 級の職員にあっては 100 分の 95、3 級及び 4 級の職員にあっては 100 分の 92、5 級の職員にあっては 100 分の 89 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する職員の当該離職日における給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第 1、別表第 3 及び別表第 4 に定める額とする。

議案第 38 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第 38 号の提案を願います。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 38 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

附則。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明です。本町における新財政改革プログラムの取り組みの一環である特別職の給与の自主削減を継続するため本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～25 略	附 則 1～25 略 <u>26 特別職の職員の給料額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に町長にあっては100分の55、副町長にあっては100分の60を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する特別職の職員の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1に掲げる額とする。</u>

議案第39号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第39号の提案を願います。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第39号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月27日提出。白老町長。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明であります。本町における新財政改革プログラムの取り組みの一環である教育委員会教育長の給与の自主削減を継続するため本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～21 略	附 則 1～23 略 <u>24 教育長の給料額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の65を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する教育長の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に掲げる額とする。</u>

議案第 9号 平成25年度白老町一般会計予算

○議長（山本浩平君）　　ここでお諮りいたします。

予算議案の提案であります、「第1表 歳入歳出予算」、「第2表 債務負担行為」、「第3表 地方債」の朗読は、議案説明会において説明されてございますので、省略させていただくこととしてよろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

議案第9号の提案を願います。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君）　　それでは、一般会計予算から提案説明させていただきます。

議案第9号 平成25年度白老町一般会計予算。

平成25年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億1,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、25億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成25年2月27日提出。白老町長。

以上で説明を終わらせていただきます。

議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計
予算

○議長（山本浩平君） 議案第 10 号の提案を願います。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計
予算。

平成 25 年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31 億 6,562 万 6,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、9 億
円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用
することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれ
らの経費の各項の間の流用。

（2）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算
額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会
計予算

○議長（山本浩平君） 議案第 11 号の提案を願います。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会
計予算。

平成 25 年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,788 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第 12 号の提案を願います。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

平成 25 年度白老町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 4,111 万 2,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高限度額は、10 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第 13 号の提案を願います。

辻教育部長。

○教育部長（辻 昌秀君） 議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算。

平成 25 年度白老町の学校給食特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,198万9,000円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成25年2月27日提出。白老町長。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別
会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第14号の提案を願います。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議案第14号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別
会計予算。

平成25年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,721万7,000円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限
度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、
5,000万円と定める。

平成25年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第15号 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第15号の提案を願います。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第15号 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計予算。

平成25年度白老町の墓園造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ315万円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成25年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続き、議案第 16 号の提案を願います。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算。

平成 25 年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19 億 1,522 万 7,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業 特別会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第 17 号の提案を願います。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,126 万 2,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、

1,500万円と定める。

平成25年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第18号 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第18号の提案を願ひます。

長澤病院事務長。

○病院事務長（長澤敏博君） 議案第18号 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,610万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、5,000万円と定める。

平成25年2月27日提出。白老町長。

よろしくお願ひいたします。

議案第19号 平成25年度白老町水道事業会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第19号の提案を願ひます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議案第19号 平成25年度白老町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 平成25年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給 水 予 定 戸 数 9,535戸。

（2）1日平均給水量 4,916立方メートル。

（3）年間総給水量 179万4,204立方メートル。

（4）主要な建設改良事業

配水施設改良事業 1億301万円。

浄水施設整備事業 1億3,183万8,000円。

次のページでございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億4,628万2,000円。各項、記載のとおり。

支出、第1款水道事業費用3億918万円。各項、記載のとおり。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,605万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,135万9,000円、損益勘定留保資金4億2,469万8,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入1億3,028万5,000円。各項、記載のとおりでございます。

支出、第1款資本的支出5億6,634万2,000円。各項、記載のとおり。

次のページでございます。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、浄水施設整備事業、期間、平成26年度、限度額1億3,000万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額5,000万円。浄水施設整備事業、限度額8,000万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,898万円。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,235万7,000円と定める。

平成25年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第20号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会
計予算

○議長（山本浩平君） 最後になります。議案第 20 号の提案を願います。

長澤病院事務長。

○病院事務長（長澤敏博君） 議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

（総則）

第 1 条 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病 床 数 58 床。

（2）年 間 患 者 数

入 院 1 万 950 人。

外 来 3 万 3,565 人。

（3）1 日平均患者数

入 院 30 人。

外 来 137 人。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款病院事業収益 9 億 9,049 万 4,000 円。各項、記載のとおりでございます。

支出、第 1 款病院事業費用 9 億 1,153 万 9,000 円。各項、記載のとおりでございます。

次のページです。

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,500 万円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

収入、第 1 款資本的収入 1,598 万 4,000 円。1 項、同額。

支出、第 1 款資本的支出 9,098 万 4,000 円。1 項、同額。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

表でございますが、事項、期間、限度額につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次のページでございます。

（一時借入金）

第 6 条 一時借入金の限度額は、6 億円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することがこのできない経費）

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費 5 億 1,336 万 3,000 円。

(2) 交際費 96 万 4,000 円。

(他会計からの補助金)

第 8 条 企業債利息等に充当するほか、運営の健全化を促進するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2 億 9,207 万 5,000 円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産購入限度額は、9,001 万 2,000 円と定める。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

よろしくお願ひいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま議案第 9 号から第 20 号までの各会計予算 12 件と、これに関する議案 3 件、合わせて 15 件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら平成 25 年度各会計予算とこれに関する議案を本会議で審議することは困難であると思われまゝす。

そこで、慣例によりまして、議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えまゝす。

よって、ここに特別委員会を設置したいと思ひまゝすが、これにご異議ありまゝせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めまゝす。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第 9 号から第 20 号までの平成 25 年度各会計予算 12 件と関連議案 3 件の合わせて 15 件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審査をお願いすることでご異議ありまゝせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めまゝす。

よって、平成 25 年度各会計予算 12 件と関連議案 3 件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いしまゝす。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 17 分

再開 午後 5 時 18 分

○議長(山本浩平君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告について

○議長(山本浩平君) この際、諸般の報告をいたします。

ただいま休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に小西秀延議員、副委員長に坂下利明議員。

付託案件の審査方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 5時19分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 氏 家 裕 治